

令和4年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 令和4年12月13日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和4年12月14日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総務課長	大平弘明君
税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	宮原良之君
多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	落合健治君	建設課長	山村輝明君
水道課長	安達伸男君	会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君
農林水産課長補佐兼 農業委員会事務局長補佐	作永善則君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 8番 橋本 義雄 議員
- (2) 2番 川副 剛 議員

- 日程第3 議案第78号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件
- 日程第4 議案第79号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例制定の件
- 日程第5 議案第80号 職員の降給に関する条例制定の件
- 日程第6 議案第81号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件
- 日程第7 議案第82号 職員の定年等に関する条例等の一部改正の件
- 日程第8 議案第83号 佐々町職員の再任用に関する条例廃止の件
- 日程第9 議案第84号 佐々町営農飲雑用水施設条例廃止の件
- 日程第10 議案第85号 工事請負契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和4年12月第4回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は、全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

今回は、地域づくりについて、観光資源の開発について、佐々川から農業用水を引き込む井堰について、桜についてを質問いたします。

まず最初に、地域づくりであります。町長は日頃より地域づくりに努力をされておられます。そこでお尋ねいたします。今、佐々町は32の町内会があり、それぞれ課題があると思いますが、要望又は相談カードが出されていると思います。年間どのくらい要望されているのか。また、相談、町内会から出されているのかを尋ねます。それから、どう解決されているのか。まだ解決されていない課題については、どのようにされているのかをお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

8番議員の御質問でございますけど、地域づくりについてということで御質疑がっております。町内会からの要望っていいですか相談につきましては、要望内容によりまして担当課に直接問い合わせをいただいているわけでございますけど、建設課を例に説明をさせていただきたいと思っております。

建設課におきましては、当事者であります住民の皆様方から、御本人から、又は町内会長さんを通じて、様々な要望と陳情、御相談をいただいているところでございます。

議員の御質問の令和元年度から令和3年度の要望と相談等の件数についてでございますけど、一応、今のところ建設課のほうでは303件となっているところでございます。そのうち対応済みの件数が274件、未対応件数が29件となっております。未対応の理由といたしましては、相談内容の把握とか改善の方法の検討とか、改善に要する費用がありまして、また、場合によっては用地取得のための協議などが必要になるということで、その着手に至るまでかなりの時間を要する場合があるわけでございます。

要望等につきましては、内容に応じまして迅速、的確な対応を心がけているわけでございますけど、やはり速やかに現地確認を行いながら問題となっている内容を把握するとともに、問題点に対する解消、改善のために必要な対応策を検討していきたいと考えております。直ちに対応できるものは、建設課の職員とか、それから道路の維持補修班で対応しながら、関係者との調整や予算措置を必要となるところについては、所要の調整とか予算措置を行いながら、できるだけ早く対応をするように心がけてはいるところでございます。

また、対応に時間を要する場合には、相談カードを作成するとともに、相談者に対しまして、現状とか今後の対応につきまして説明をしながら御理解をいただいているというようにしているところでございまして、相談内容によっては、町としては対応の難しいものもございまして、その場合はやはり相談される方に十分な説明を行いながら御理解をいただくようにしているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

かなりの数の要望、又は相談がなされて303件、3年の中でもう解決しているということで大変頑張っておられます。しかしながら、最近どうも役場に言っとるばってん、いっちょんさっさんとか、頼んどるとですけどなかなかできないという声が私に伝わってきます。ですから、どういうふうな形でやられているのかなというのを考えたときに、やはり、まず現場に行きますね、町内会長等含めて現場に行ったときに、課内で話し合っ決めて決めますというような回答がほとんどなんですよ。そういうときに、頼むほうと頼まれるほう、やっぱり頼むほうは頼んだらいつできるとやろうかというような気持ちになりますし、頼まれたほうも、今町長が言われたように速やかに解決されればいいんですけども、長くそれをほったらかされると、なかなか頼むほう、頼まれるほうも信頼関係が出てこないんですよ。そいけん、そこんところを気を付けてもらわないとこういった言葉が出てくるということです。

それで、例えばカーブミラーは総務課のほうで受付をしてするような形になつとるとですけど、これは大体もともと、道路関係は建設課ですもんじゃないかなと思うんですけども、この点はどう思われますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

御質問のカーブミラーは建設課でするべきではないだろうかという御質問なんですけれども、カーブミラーにつきましては交通安全施設の一部となっておりますので、総務課のほうで対応していただいているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

総務課で町内会長から聞いて、それを建設課にやっているんですか、総務課で処理しているんですか、工事は。それをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御質問の件につきましては、総務課のほうで相談カードを受け付けて、建設課職員によりまして設計等をいたして、総務課のほうで入札、発注という形をとっております。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。そして、戻したり、また頼んだりするよりも、直接建設課でされたほうがよいかかなという気がいたしましたもので、質問をいたしました。

それから、何年も経っている作業依頼とか要望書については、皆さんの関係もあろうかと思いますが、やはりどのくらいになったらできるのか、1年、2年ほったらかさずに、いつまでにはできると。できなかつたら、じゃあ、ちょっとすみませんができなくて、予算の都合でまたその次の機会に来年度でもしますと、そういうような回答をやっていただきたい。そうしないと、頼まれたほうはすぐできるような感覚でずっと待っておりますので、そこんところをちゃんと理解していただいて、できなければいつまでにできる。そして、できたら今こうしてできましたのというような報告。そういったことをすることで、住民との信頼関係が出てくるんじゃないかということを思っております。ですから、そこんところをしっかりといただいて、こういう303件、本当に忙しい作業依頼があっている。こんなにたくさんあっているとは私も思いませんでした、よくやられておりますが、そういうふうの問題解決をしていただきたい。

やはり地域の皆さんが要望されるのは、地域をよくするためにやられているんですから、それなりの努力をされたほうがいいんじゃないかと。やはり安心して暮らすことができる魅力的な地域づくりと、ここにも書いてありますもんね、総合計画にも。そういうことで、ぜひそういった関係をつくりながらやってください。本当に大変だろうと思いますが、やってください。町長、どうです。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、要望について、早期にできるだけ早くということで対応していただきたいと。やはり我々もそういうことで考えておりました、要望とか相談対応につきましては、できるだけ早く対応するように心がけているところがございます、職員等はそういうことで考えていると思っております。しかし、関係者との調整とか予算措置の必要となるものにしては、やはり町として対応が難しい場合は、やはり要望者の方に丁寧に説明しながらやっていかなきゃならないと考えていますし、内容によっては町として対応できるもの、できないもの、時間を要するものがありますので、やはり要望された方々によく状況説明をやらなければならないと思っておりますので、そういうことにつきましては職員の皆さん方をお願いをしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

今言われたように状況の判断をちゃんとして、そしてお互いがスムーズにいくように話し合いをしてください。そういうことで、次に移ります。

次に、観光資源の開発についてであります。

佐々町には、今観光資源として佐々川のシロウオ、それから河津桜、真竹のしだれ桜、それから花菖蒲、それと古川遊歩道とあります。しかし、まだ足りません。まだまだ足りないと思います。

そこで、以前質問いたしました、真竹谷に自然を生かした桜と紅葉が一度に見られる観光スポットをつくり、そして古川岳の観光につなげたらどうかという質問に、町長は今後検討していきたいと、課内とも話し合い、検討していきたいということで言われました。その後どう検討されたのか。そしてまた、町長は自然環境を生かすことは大事なことだとも言われました。どういうふうにされたのかお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

観光資源の開発が大変重要ではあると考えていますけど、真竹谷の桜とかそれからモミジですか、植えるということで話があったんですけど。この質問がいろいろあったんですけど、なかなか検討ができていない状況でありますので、今後どうするのかというのは検討しなければならないと思っておりますので、現状ではまだ検討していない段階でございますので、大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

令和9年には、西九州道路の佐世保・大塔間の4車線化が開通する予定ですね。それから、

先、また西九州道路の佐々・松浦間が開通します。そういった中で、やはり交通便利はよくなるわけですが、佐々を通過するおそれがあるというようなこともここに書いてあります。総合計画の中にですね。そういったことで、今そういったことをやっとならば、開通まであと五、六年ありますけども、今事業すればまだ間に合うんですよ。佐々町に珍しいスポットが、今この近隣にはありません。そういったことで、自然の中にそういったスポットをつくると。これは非常に皆さんが興味深く持って観光に来られるんじゃないかということで進めるわけですが、

真竹谷の、県が小川を整備しておられますが、その中にも行ってみると2本ばかり、もうほかのとは枯れたかどうか知りませんが、きれいに紅葉したモミジがあります。そういうことから、そこに桜はちょっと時間のかかりますので、苗床でも置いて植えればちつとは太うなります。それで、まず、できたらモミジ。紅葉がきれいな木としてモミジ、イチョウ、そして桜でもソメイヨシノも紅葉のきれいな部類に入っております。それとか、ナンキンハゼ、花菖蒲ですね。そういったものを、紅葉がきれいな品種をまず植えたらどがんかなと思うんですよ。あそこは今きれいにはらってありますけども、その小川の山際のほうにずらっと植えるスペースがありますので、そして先ほど言った2本の紅葉、ものすごくきれいで、それと山と桜ということでいいなと思って見てきました。そこがあるわけですが、ぜひそこに、まずは紅葉が見られるものを植えていただければと思います。これは住民の方の要望でもあるんですよ。ぜひ、佐々町にそういった見れるところがないからつくってくれということも聞きました。

それから、あそこの皿山公園の菖蒲園の苗にも大概モミジが植えてあります。その中にもつくったらどうかという質問も以前したことがありますけども、そのモミジは大概大きくなって、そろそろ観光客を呼べるような太さになってきております。例えば、そこにライトアップをすれば、また一つ違った見方ができるんじゃないかと、そういうふうに出てきております。ですから、まだ開通には間に合いますので、ぜひとも植えていただきたいと思うんですけどもどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、観光資源ということで、西九州自動車道が全面開通した場合、素通りされてしまうのではないかとということで今言われたわけでございます。なかなか本町というのは観光資源が少ないということで観光客も多くはないわけでございますけど、観光スポットとしては重要ではないかと思っています。

ただ、真竹谷の奥のほうも、あそこまでの便がちっと悪いものですから、なかなか奥まで行ってくれないということもありますし、それから、手前のほうの紅葉というのも、今暖かいものですから、なかなか紅葉というか出ないわけですね、モミジは。上のほうの真竹谷のほうが多分紅葉ができると思うんですけど、そこら辺の絡みもありますので、やはり十分、町として検討しながら、いろんな花々といいますか、四季の花が楽しめるような、やはり今言われたような景観もありますので、それを生かしながら観光が楽しめるような町っていうのを考えていけたらなと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

一応、佐々町には春のシロウオから始まって河津桜、それから、しだれ桜、そして一般の桜を見ながら菖蒲園があって菖蒲を見られます。しかし、それから先はないんですよ。夏、秋、冬、そういった四季に合った花をちゃんとしとけば、観光として皆さん来られると思うんですよ。ですから、今ないと言いましたけども、生かされていない部分の夏の花はあります。それはハマボウです。ハマボウは今、桜堤にも群生してきましたし、小浦の海岸沿いには1.3キロですかね、大きく育ったハマボウはあります。それも観光に生かせるじゃないですか。それから秋、冬というのは、今言った真竹谷と、それから古川岳に観光をつなげていくということで、古川岳もかなり遅くなれば紅葉が見られます。それと冬、正月には初日の出を見る方がおられるということであります。そうすれば、あそこのところもちゃんとした歩道を、ちゃんと歩かれるようにいろんな伐採をしながら、そこまで管理をしていただければと思うんですよ。秋から冬にかけては山登りをしたり云々、ちゃんとあるんですよ。あるけどまだ生かされていない。そして、先ほど言ったように四季の花があるのに生かされていないし、ないところはつくればいいじゃないかと。園芸業者、佐々町の地元の方はおるんですから、その人たちで植えてもらえばいいのかなと思うんですよ。

そういうことで、やっぱり祭りごとにはちゃんとしておられます。しかし、祭りごとの主になるそういったものの花の手入れというのがまだまだ足りませんので、そういったものをしっかりして管理をすれば、それぞれの観光のにぎわいが出てくると。そうすれば、商工、農業も元気が出てきて、いい佐々のまちづくりになるんじゃないかと常々思ってるもので、きょうまたここに質問をしたわけですよ。そういうことで、ぜひやってもらいたいと思うんですけども、町長どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変いい意見だと。担当が聞いていますので、そういうことでやると思っておりますけど。やはりさっき言われた古川岳の遊歩道も、歩道のほうも倒木が今出ていますので、それをまた片づけなければならぬということもありますし、通れないということもありますので、そこら辺はボランティアとかいろいろな方で活動していただいて、なるべく経費がかからないような方法でやらなければならないと思っておりますし、ハマボウについても、私もいつも桜堤を散歩するときに見ますけど、大きくなっております。しかしながら、花がいつもずっと咲いているわけじゃないわけですね。夏ですかね、時期が、咲くわけでございますけど。きれいな花は咲くんですけど、対岸から見ればだいぶきれいなんですけど、河川敷のほうから見たってなかなかよくきれいに見えないということもありますので、やはりそこら辺のどうするかというのを考えなければならない。ただ、ハマボウは保護されていますので、そこら辺がどうなるのかということもありますし、植替えができないということもあります、扱われないわけでございますので、全体的に花をどうするかというのは、やはり担当のほうで考えてもう少し、先ほど申されましたように西九州自動車道が開通するわけですから、なるべく素通りをされないように、花で飾っていくのも多分いいアイデアじゃないかと思っておりますので、今後検討させていただければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

今町長が言われました桜堤のハマボウについては、回れ右せろっていうのは無理なんですよ。しかしながら、見れるところは先ほど言った工業団地、訓練校の裏からずっと見れるわけですから、そういったものがありますので、そういったところを生かせばいいんですから、そこも考えていただければと思います。できたら、そういったものを、例えばボランティアでもいいですから立ち上げて、花を守る会でもつくればスムーズにやっていけるんじゃないかなという気がします。そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ということで、次に移ります。

佐々川から農業用水を引き込む井堰についてであります。

平成30年9月に質問いたしました、佐々川6か所の井堰についてであります。町長は、今後10年、20年先の農業を考えた場合、適切な維持管理や計画的な補修、更新ができるかもあわせて十分検討しなければならぬと答えられました。それと、農家への負担を十分考慮しながら、県関係、農家と協議する必要があると回答されております。その後どう検討されたのかお聞かせください。計画はやはり早めに関係者と、皆さんと協議されたほうがいいんじゃないかなということで質問をいたしました。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員が質問のとおりで、佐々川に設置されております井堰というのが今現在6か所ございますが、これらの井堰については農業用水ということで使われているわけでございますけど、圃場面積が全体で60.71ヘクタールということでお聞きをしております。

また、佐々川に設置されておりますゴム製のラバー堰でございますけど、5か所あるわけでございます。これのラバー堰の耐用年数というのが40年ということでお聞きをしております。5か所の井堰については、それぞれ完成年度によって異なるわけでございますけど、25年から長くて35年を経過しているということで、耐用年数を考慮しますと、今後の改修計画については早急に検討を進める時期が来ているのではないかと、この前申しましたようにそういうことを思っているわけでございますけど。

大新田の井堰というのは、議員も御存じのとおり、昨年の災害復旧事業で整備が行われましたので、残りの4井堰のラバーが、改修が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

まず、改修費用につきましては、令和2年度に完成した大新田の井堰の工事費用が約1億4,500万円かかったわけでございますけど、現状は物価高騰とかなんかで考慮すると、少なくとも今2億円以上かかるのではないかと今考えているところでございまして、井堰の大規模改修というのが、補助事業を活用したとしても、町とか水利関係者の多額の地元負担というのが、今の補助では地元負担が発生するというをお聞きをしております。議員の御指摘のとおり、今後農業の耕作者の高齢化とか後継者の不足の進む中で、現状では井堰の関係者が少なくなっているということもありますので、やはり管理の負担というのが大きくなっています。そういう中でやはり、補助を活用した井堰の大規模改修というのがなかなか難しい時期に来ているのではないかと思いますし、一人当たりの受益の負担が多額になるということで考えております。

そういうことで、以前にもお答えしたわけでございますけど、やはり井堰の更新を県のほうと相談しました折に、やはり補助をもう少し活用しても、更新というのが費用対効果、非常に難しいと我々は考えております。県からの提案としましては、やはり井堰の一部改修とか統

廃合といいますか、そこを検討の案が今提案されているわけでございます。そういう中で井堰の更新問題というのは、なかなか今後難しいわけでございますけど、今後はやはり国とか県に対して、有利な補助制度というのを活用、相談しながらも、具体的な先ほどの御提案をいたしました水利関係者を示しながら、協議を進めていく必要があるのではないかと考えておりますので、やはり我々としましてもなるべく負担がないように、県と国にも働きかけながら、今後の計画をやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

町長の言われたとおり多額の工事費がかかると、1億4,500万円ですか、かかります。しかしながら、今すぐせろと言いはるんじゃないんですよ。計画だけはちゃんと立てとった方がいいんじゃないかということは、今言われましたけども、6つのラバー井堰、それで藤田井堰っていうのが神田のほうですけども、昭和43年3月に完成して、間もなく一番真っ先に崩壊して、それを補修することなく、松瀬井堰の固定井堰のほうから川を伝って今水を取り込んでおります。そうした中で、栗林井堰、それから大新田井堰が崩壊し修理をしました。あとの3つの井堰、里井堰、新開井堰、横手井堰、それについては年度もだいぶなつとりますが、とりあえず北部のほうと、それと大新田関係の里、栗林、そういったものを、やはり先ほど町長も言われましたけども、集約したり、そういったやり方がありますので、関係者、水事情が分かる今の関係者のほうが計画は立てやすいと思うんですよ。例えば、そこに横手井堰がありますけど、それは10件ぐらいしか関係者ありませんね。その中でだいぶ高齢化で、そういうことが出てきますので、ぜひ関係者との計画を立てて、そしてこう言っちゃなんですけども、しょっちゅう災害があっております、全国的にですね。そしたら、その中でもまた補助金対象になるような国県のそれを待ってとってですね、計画を立てたとにぼんと乗せていくと、そういうような考えはいかがですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
農林水産課長補佐兼農業委員会事務局長補佐。

農林水産課長補佐兼農業委員会事務局長補佐（作永 善則 君）

現状の国県が示している補助金制度が、ここ数年で細かくちょっと変わってきているところではあるので、常に情報収集して、一番いい制度が該当になるように、今後県のほうとも調整をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今3つ、横手・栗林・里井堰ということで、受益の面積がいけばだいぶ少ないわけですね、受益面積というのが、この3つはですね。先ほどの集約の話もありました。しかしながら、関係者の方々とよくお話をしながら、今後ここをどうするのかとか、やはり我々もつめていかなければならないと考えておりますので、どちらにしましても、やはり負担がなくなるようお願いをしなければならぬと、なるべく減るようにしなければならぬと考えていますので、どちらにしても国と県にも働きかけをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願

申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことで、やはり関係者を寄せて、そして、今後どうするのかという話合いぐらいはしとったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。関係者の気持ちも分からんどって、県国の工事の云々ということでは、またぶり返すような話になる可能性もありますので、やはり関係者同士、例えば、里井堰、栗林井堰、それから大新田の井堰、そういった3か所の関係者とも話し合うと。また、上のほうもですね、忘れちゃいかんのは、松瀬井堰は固定井堰なんですけども、2か所水取りをしているんですよね。そういった形もありますので、北部は北部のほうで話合いをする。関係者の話合いを早急にしてもらって計画を立てると。そして、国県の補助を待つと。そういった考え方でいけばいいんじゃないかなと思います。そういうことで、工事はあとでもいいですから、関係者との協議と計画だけは立てて、今立てたほうが、水事情が分かった先輩たちが今いっぱいおられますので、そういったことでやってもらえばということで、これで質問を終わります。

次に、桜についてであります。

台風が来るたびに桜の木が倒れて、そのたび伐採がなされ数少なくなったところもあります。補植はされないのでしょうか。それと、桜の会のほうから苗木がいつも配布されていたんですけども、その配布はないのかということです。

それから、台風などで倒木伐採、そして枯れたりしたときに、これから台風などで倒れたり何だりしたときに補植はされないのですか。それが、桜堤とか河津桜とか真竹谷のしだれ桜が倒れた場合はどうされるのですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

まず、桜の会からの苗木の配布ですが、要望すれば苗木が配布されると聞いております。

補植の件ですが、先ほど観光スポットのお話の際にもありましたとおり、花を活用したスポットづくりを行っていきたいと考えておりますので、桜堤や真竹谷などの桜の補植は行っていきたくて考えておりますが、それ以外の場所の桜については、管理の関係上、補植を行うことは難しいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

真竹谷と桜堤の補植についてであります。簡単に補植といっても、ポツと細かとは買ってきてとか、太かとはポンと買ってきてというわけにはいかんと思うんですよ、桜は。ですから、やはり苗をつくつとくといいですか、何本か、10本なら10本でもいいですから苗をつくって、そして構えておけば、すぐに倒れたときにそこに植えられる。そういう状況をつくったらどうでしょうかね。大村市さんあたりはそれをやっておられます。それで、ある程度大きくなって

も桜は移植ができます。そこんところを理解していただいて、そういった内容でつくっていただければと思います。

それと、桜の苗は注文すればできると、もらえるということでしたら、例えば、神田駅の下がずっと植えた桜がほとんどなくなってきておりますね。地元で植えるとしたら、取って配布できますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

先ほど申しあげました桜の会からの苗木の配布ですけれども、1か所当たり50本以上となっておりますので、数量の関係でまとまった本数を処理できるかどうかというところもありますので、そういった案件がありましたら御相談いただければと思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

50本以上しか頼まれないということで、それは無料でくるんですか。そしたら、50本を植える場所を見つけないと、地域では駄目だということですね。そしたらそれはいいとして、その中には河津桜はあるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（落合 健治 君）

今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

そういうことでしたら、桜堤と真竹谷以外は植替えはしないということですね。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、企画商工課長が言ったとおりで、やはりなかなかこの桜の管理というのは難しいわけでごさいます、桜の管理を全てするというのはなかなか厳しいと。今の職員数ではやはりなかなか厳しいのではないかと考えていますし、そういうことで、先ほど申しました2か所については補植はしたいと考えていますけど、ほかの箇所についてはなかなか厳しいのではないかと考えていますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。ただ、あれだけ桜を植えて、あとは手入れしないというんじゃ、もったいないなという気がします。ですから、そういったのを守るための工夫っていうのは、それぞれで、地域地域で考えなければいけないんじゃないかなと思います。そういうことで、できたらほかの桜もちゃんと最低の草刈りぐらいは出来るようにしてもらいたいということで、私の質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（10時46分 休憩）

（10時55分 再開）

— 日程第2 一般質問（川副 剛 議員）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一問一答方式により、2番、川副剛議員の発言を許可します。
2番。

2 番（川副 剛 君）

2番、川副剛です。議長より許可をいただきましたので、質問通告順に従い質問させていただきます。

給食センター建設についてお伺いいたします。

給食センター建設の件は、8月の産業建設文教委員会で説明されておりますとおり、建設費が高騰しているため、先に延ばしたいとの報告がありました。

給食センターの件に関しては六、七年前から議論されている事業であり、もちろん私が議員になる前からの話ですが、私自身、一連の流れをあまり知らず、盲目的に給食センターのほうが自校式よりよいということとっておりました。

ですが、建設事業費がおおよそ倍近く跳ね上がるということで、自校式よりセンター式のほうがメリットがあるという、合理的な理由が欲しいわけでありまして、今までどのような議論があり、センター式にしたその根拠を改めて見解をお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、給食センターの建設についてということでございます。

まず、経緯ということでございます。平成27年4月に佐々町行政経営改革委員会により、佐々町立小中学校における今後の学校給食の在り方についての答申をいただき、その中に自校調理方式から給食センター調理方式に改めるとの答申をいただいております。

それを受けまして、佐々町学校給食施設整備検討委員会でさらに検討を行い、令和元年度に、佐々町の給食についてはセンター調理方式での答申をいただいたところです。

当時の試算によれば、センター調理方式であれば6億6,000万円、自校調理方式であれば8億6,000万円でしたが、センター調理方式であれば2億8,000万円程度の交付金等の対象となりまして、一般財源の持ち出しについては3億8,000万円程度と試算をしております。その差額は4億8,000万円程度と試算をしております。センター調理方式を選択した大きな要因となっております。

現在、他町でも本年度建設されている給食センターの建設費が、私どもの令和元年度の試算と大きく乖離しているところもございました。建設費の高騰による影響とも思われますが、あまりにも乖離が大きかったものですから、現在、建設費について精査が必要と考えるところでございます。

また、大きな問題となったのが、自校調理方式では、現在求められる調理場の安全基準を満たすことが難しいことです。自校調理方式で安全基準を満たすためには、650平米程度の調理面積が必要とされております。これは炊飯を自校方式でやって、500食以下の面積での計算でございます。その面積が必要とされておまして、現在の各校の調理室の延べ床面積は200平米ほどしかございません。各校の校内で子どもたちの配膳のための動線を考えたときに、適地を確保することが非常に難しいことがあります。

自校調理方式にした場合に、敷地面積がこのように増加するのは、アレルギー対応専用室を各校に備える必要があること、現在外注としている炊飯を行うこと、下処理や洗浄前の食材や回収後の食器を洗浄する場所、いわゆる汚染作業区域と調理を行う非汚染作業区域を明確に区切る必要があることが要因となっております。

現在においては、アレルギー対応が必要な児童生徒は3校合計で38人、3%ほど在籍しております。そのうち20%近くがエピペンを所持しております。安全な給食を行うためには、センター調理方式でアレルギー対応の個別調理室を完備した施設が必要であるということでございます。

以上のような経緯を踏まえてなされた答申でございました。そういったものに従って、センター調理方式ということで、建設の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

私は、給食センター建設については、反対ではありません。給食センターではアレルギー対応ができるということで、むしろ子どもの命に直結しているのであれば、建設すべきという立場なんです。やはり事業費の高騰が引っかけられておまして、私自身、納得するためにも、もう少し説明が欲しいんですけども、もう一回、事業費にお尋ねしますが、事業費に関しては6億5,000万円が11億円近くに高騰、単純に学校3校で割れば、11億円を割れば、1校当たり4億円弱です。

もちろん国からの補助が2割出ますので、自主財源からの持ち出しはもう少し少ないと思えますけれども、やはり金額の概算、そもそもの3校の建て直した場合の概算の金額をもう一回教えていただきたいのと、長崎県内の自治体でも、給食センター事業費は倍近く高騰しております。議会も紛糾したところもありまして、本町だけではなく、他自治体でも事業費は膨らんでおります。この事業費の高騰をどういうふうに見ておられるか、2点、お伺いしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

建設費の高騰についてでございます。令和元年9月の全員協議会資料のほうで、当時の試算として、先ほど申し上げましたが、センター調理方式であれば6億6,000万円、自校調理方式であれば8億6,000万円ということでした。

センター調理方式であれば、先ほど述べましたように交付金等がございます。そういった中で、センター調理方式を選択したほうが有利だということで選択をしたわけですが、議員がおっしゃいましたように、現在、他町でも本年度建設される、本町とほぼ同規模の給食センターの建設費が、先ほど言いました、令和元年の試算と大きく乖離しておりまして、他町の事業費、事業規模で申し上げますと2,000食、1,800平米で16億円程度となっている状況でございます。

議員御指摘のとおり、建設費の高騰による影響もあるものと思われませんが、こういった乖離があるために、現在建設費について精査が必要と考えるところでございます。

このような状況であれば、当然3校の自校方式のほうも建設費は上がることが予想されるわけでありまして、センター調理方式との建設費の差は、さらに大きくなると思っております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
2番。

2番（川副 剛 君）

そうすると、私自身、先入観で自校式のほうが建て替え、自校式を建て替えたほうが安いとは思っていたんですけども、そもそも建て替えのほうがセンター式より高いと。今回センター式も高くなる予想だけでも、自校式建て替えだと、それをもっと上回って、センター方式より事業費が高くなるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

まだ精査は十分でございませませんが、現在考えているのが、センター方式であれば、大体敷地面積は2,500平米、先ほど次長が申しましたように、自校方式であれば650掛けることの3で、これも二千数百平米になるわけです。しかも、交付金がない。しかも、ばらばらに設備を置かなければならないという、効率性の問題等がございます。

当然、センター方式にしたほうが、経済的にメリットは非常に大きいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
2番。

2番（川副 剛 君）

センター式の利点として、主にアレルギー対策ができる。これは自校式にはないメリットで

あります。センター方式では、管理の一元化により、衛生管理、食物アレルギーに対応できるわけです。

国が定めた学校給食による食物アレルギー対応指針では、食物アレルギー対応食の調理は、他の作業と区別することが望ましいとされ、食物アレルギー対応の提供には専用の調理室が必要とあります。裏を返せば、アレルギー対応調理室があれば自校式でもよいわけですが、先ほどやはりスペースがないということなんですけども、あくまでも仮定の話ですけども、もし建て替えた場合、やはり3校それぞれにアレルギー対応調理室をつくる空きスペースはないのでしょうか。再確認です。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、自校方式でもアレルギー対応室を完備すれば、アレルギー対応というのはできるわけですけど、まず650平米の確保が難しいということと、アレルギー対応室を置いた場合、恐らく人員配置が自校方式であれば1名になってしまう可能性があるということ。しかも、アレルギー対応室は、子どもの人数といいますか、アレルギー対応食が必要な食数だけではなくて、器具を置かなければならないということを見ると、自校方式にした場合に、その面積を小さくするという事は非常に難しいということです。

恐らく、現在考えているのは、センター方式であれば、複数名での調理が可能になるんではなかろうかなというふうに考えているところでございます。その分、安全性も高まるし、当然、それなりのスペースを確保できますから、作業効率といいますか、作業環境もよくなれば、調理員の集中力といいますか、注意力も高まるということで、特にアレルギー対応の場合は、繊細な対応が必要でございますので、どうしてもセンター方式のほうがメリットがあるというふうに考えているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

するとやはりスペースもないということで、センター式がいいということは理解できました。次に、自校式のメリットを申し上げますけれども、自校式の利点として、調理場と教室が近いので、出来たての温かい給食が提供できる点や、配膳の容易さだと思いますけれども、センター式の配送によって冷めた給食にならないか。自校式と変わらない、温かい給食は配膳できるのかお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

給食センターの建設場所につきましては、まだ決定していないところでございますけれども、町内のどの場所になっても、町内であれば10分から15分程度で配送は可能となるところでございます。

また、適正温度を保つための保温食缶や配送コンテナ、配送トラックを確保することにより、温かい給食を提供できるというふうに考えておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2番。

2 番（川副 剛 君）

分かりました。まだ敷地も決定しておりませんので、その辺はまだ検討段階だと思いますけれども、今後、少子化が進むことが予想される中、学校給食だけを目的としたセンター式に莫大な予算をかけることが、財政的な面で効率的なのかという意見もあると思います。

ですが、その対極として、子どもへの身体的な影響という観点では、金銭でははかれない重要な役割が学校給食にはあります。

本町でも、現在アレルギーを持っている児童もおりまして、エピペンを用意しているとお聞きしております。エピペンというのは、言わずもがな、自己注射薬で、食物アレルギーや蜂に刺されたときに起因するアナフィラキシーショックによる重症化の速度を遅くするものでありまして、アドレナリンであります。私の知り合いも蜂に刺されまして、2度目は危ないということで、車の中にエピペンを用意しております。

一般的にはアドレナリンは興奮するホルモンとして知られておりますが、そのとおりアナフィラキシーで下がっている血圧を上昇させるものでして、それを太ももに刺すわけであります。小さい児童がエピペンを刺しているところを想像するだけでも、大変痛々しいのでありますが、事実、今現在でもおられます。そのようなアレルギーを抱えておられる児童が安全な給食を食べるためにも、一歩でも前進していただきたいと思います。

現在、本町に限らず、他自治体では全ての事業費は膨れ上がっております。執行部におかれましては、現在、逆風が吹いておりますけれども、難しいかじ取りを迫られているとは思いますが、事業費が上がってもセンター式のほうがよいという、合理的かつ、確固たる自信を持って、事業を検討、進めていただきたいと思います。

次の質問にまいります。給食調理員の特殊勤務手当についてお尋ねします。

給食調理は重労働であります。重いものを持つため、腰痛、腱鞘炎になります。夏場での調理は40度以上、湿度は90%にもなり、まさにサウナ状態であります。その中で、ゴムエプロンにゴム長靴、熱中症で倒れられた調理員さんもおられます。労働環境は決していいものではありません。劣悪な環境で働いている調理員さんは、十分特殊勤務に該当すると思うのですが、特殊勤務に区分できないかお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御承知のとおり、特殊勤務手当につきましては、著しく危険、それから不快、不健康または困難な勤務として、その特殊性に応じて支給されているものとなっております。

本町におきましても、国の27種類の手当に準じて、昨年度、全体的に見直しを行ったところでございます。御質問にあります調理員の項目は、国が定める種類には手当としてございません。

なお、もともと調理員の業務の特殊性については、本来現業職給料表の俸給に含むものであり、従来からの業務について特殊勤務手当の対象とするのはなかなか難しいというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（淡田 邦夫 君）
2番。

2番（川副 剛 君）

先ほど御説明がありましたけれども、特殊勤務手当、説明しますと、危険や困難を伴い、身体的・精神的な負担が大きい仕事など、特殊な仕事を行う労働者に支給される手当のことでありまして、各自治体の実態、実情に沿って規定されているため、人事院規則にはない、独自の特殊勤務手当がある地域もあります。つまり自治体の裁量に委ねられていると思います。

他自治体でも給食調理に特殊勤務手当を支給しているところも実際あります。処遇の悪さは人手不足を招きます。給食ができないという状況にもなりかねないのではないのでしょうか。ぜひ、調理員の労働条件改善をお願いしておきます。

次の質問に移ります。食材費高騰対策について。

学校給食においては、毎月栄養士さんがカロリーや栄養バランスを考慮し、おいしい給食のために献立を考えられておられます。学校に行きたくないという子でも、カレーライスの日はずいぶん行くという、給食が学校に行く一つのきっかけになっております。

その傍ら食材費が高騰しており、特にウクライナ問題により穀物、小麦の値段は高止まりしております。現在週5の給食で、パン食は2日、5日のうち2日です。残り3日は米食であります。町から物価高対策として、給食の量と質を落とさないように補助が出ておりますが、それでも物価高騰の落ち着きの目途は一切つかず、今後もさらに高騰すると思われまます。

本町のお米は佐々町の地場のものであり、比較的値段は安定していると思われまます。3校で約、毎日、教職員数を含めると1,400食前後程度作っており、週2回のパン食を1回にするだけでも、米食にするだけでも相当食材費が浮き、その浮いた食材費でおかずなどの質や量を落とさなくてもよろしいかと思われまますが、米食は増やせないのかお尋ねしたいと思われまます。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

現在の米飯給食の状況ですが、議員御指摘のとおり、週3日から4日が米飯給食、佐々産米を使用して、学校給食会を通じて供給がなされておるところでございます。

議員御指摘のとおり、物価高騰の影響は随所に出ているようですが、学校給食における米や麦は、1年分を前年度に確保することや、国の物価高騰対策による輸入小麦の売渡価格の据置き等があり、パンの価格は、本年度中は上がっておりません。昨年から本年度は上がっております。これはいわゆるパンの単価というのが、私も詳しくはないですが、大体パン屋さんに聞くと、四、五割が小麦の原価と、あと人件費とか輸送費とかということで、そのあたりの高騰分については値上がりかしているというふうに思っております。そういったことで、本年度については、現在のままでよいと考えているところでございます。

令和5年度について、どれくらい価格改定がなされるかは、まだ定かではありませんけれども、学校給食会では全国学校給食推進連合会を通じて、財務省や文科省に価格の据置き、小麦の価格据置きの要望が出されているというふうに関心しております。

恐らく小麦の価格というのは、学校給食だけではなく、麺類であるとか、経済的に非常に影響が大きいので、何らかの物価高騰対策が継続されるのではないかと期待はしておるところでございます。

議員御指摘のように、パンの価格が急変するようであれば、米飯を検討することも必要かもしれませんが、メニューによってはパンが適していることや、食の多様性を学ぶ機会にもなつ

ているということを考えますと、現在の米対パン、3対2の比率、少し見直すか妥当かというところではないかなというふうには思っているところです。

また、来年度の供給については、8月に申請がなされているということから、収穫時期の前ですね、年度途中で変更できるかといった大きな問題がございます。今後の価格の変動や栄養教諭を中心とする現場の考え、また子どもの声を聞きながら検討を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

米食を増やしてはどうかという、その理由のもう一つありまして、パンはお腹にたまらないというふうなことがありまして、腹もちがあんまりよくないと。数字上のカロリーでは問題ないとは思いますが、やはり私の小学生の娘も、パンはお腹にたまらないと言うんです。私自身もパンは好きなんですけども、小学校、中学校のときを振り返ってみると、ちょっとお腹がすいていたなという印象もありました。

ほかの自治体では、成長期の活発に働く子どもたちには、給食では足りずに、間に合わないために家から白米持参を許可している学校もあります。小麦アレルギーは耳にするんですけども、お米アレルギーはまず聞いたことがないものですから、米食に変えると、まず食材費対策になる、腹もちがよくなる、地産地消につながるなど、一石三鳥のような気もしますが、もう一回お尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

確かに腹もちがいいのは御飯かもしれませんが、これは一概には言いづらいところがある数字だと思うんですけど、佐々小学校のほうで喫食率を調べております。残菜がどれだけ出たかということです。一概には言えないかもしれませんが、パンのときの喫食率が99%から98%、お米の場合も、これは九十七、八%、そんなに差はあるとは思いませんけれど、子どもたちは、腹もちを別にして、パンも結構食べているなという気はいたします。

パンも米粉パンとか、黒砂糖パンとか、コッペパンとか、いろんな種類を出しておりますので、子どもの声を聞かないと何とも言えないのかなって気はいたします。私自身の食感覚にすると、確かに御飯が腹もちがいいという気はしますが、

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

アンケートなんかを保護者から取ったりしていただいて、今後、小麦の高騰なんかもありますし、成長期の子どもの栄養バランスも考えて、アンケートを取っていただいて、今後検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。本町の交通事故多発地点の対策についてお尋ねします。

警察と公安委員会の管理だとは思いますが、それ承知の上で、町内の交通事故多発地点を教えてください。あわせて、その箇所に対して対策は講じているのかお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の御質問についてでございますけど、本町の交通事故の発生に関する推移についてということで、御説明を申し上げたいと思っております。

本町における近年の交通事故の発生件数っていうのが、減少傾向にはあるわけでございますけど、10年前と比較すると、平成24年の交通事故の発生件数が103件ございまして、令和3年の交通事故の発生件数は30件となっております、交通事故の発生件数につきましては、70%減少しているという状況になっております。

次に、交通事故が複数発生している地点としましては、佐々大橋の交差点から江迎へ向かう県道の志方江迎線、それから新佐々橋付近の国道の204と県道の佐々鹿町江迎線の接道部分、それから佐々駅から国道へ向かう町道の駅前線と佐々ショッピングセンターの横から図書館前の都市計画街路の2号線の交差点におきまして、複数回の事故が今発生している状況でございます。

ただ今説明いたしました3か所のうちの2か所につきましては、国道、県道ということでございますので、公安委員会と道路管理者である県が対策を講じることとなるわけでございますけど、具体的な対策としましては、運転手に対する交通安全の注意喚起を行う、路面標示とか減速マーク等の整備を講じられているところでございまして、町としましては、皆様の御意見をいただきながら、県や公安委員会への調整を行った上で、必要に応じて要望を行ってまいりたいと考えております。

また、町道における交通安全対策については、毎年度、町内会長会におきましてお話をさせていただきながら、各地区の要望を提出させていただきながら、カーブミラーとかガードレール、それから路面石の標示等の設置や、それからグリーンベルトの整備等につきまして、関係課とやはり情報を共有するということが必要でございますので、そういう交通安全対策を今講じているところでございます。

また、信号機とか横断歩道の設置、速度規制につきましては、公安委員会のほうの管轄でございますので、町の対応としましては、必要に応じて、必要箇所については、関係機関と調整をしながら、要望を行っているところでございまして、しかしながら、県内においても要望件数が多いということをお聞きしておりますので、公安委員会では要望を精査した上で、優先順位を決定して対応していただいている状況でございます。

どちらにしましても、引き続き、町としましては、交通事故予防対策とか、それから交通安全施策については、公安委員会への要望を行いながら、状況をお願いしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

先ほど申し上げられた場所に、私が聞きたかったところが出ておりましたので、やはりそう

だなど今思っているところなんですけども、佐々駅とコンビニエンスストアのあいだ、ショッピングセンターの、特に危ないなと思っておりまして、私自身も2回、事故を目撃して、周りに聞いても見かけたという方もいらっしゃるって、特に図書館から来るときが、図書館から行くときのほうが交差点で、右左だけ見ればいいんでしょうけど、前も見ないといけないと。あとショッピングセンターから来る車もあって、常に流動的な場所で、ものすごく危ないと思っておりまして、今、箇所が上がったんで、やはりそうだなと思ったんですけども。信号機、これから警察と連携させていくということなんですけども、どうでしょうか、信号機設置などは、要望などはできないんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今、議員がおっしゃいましたように、当該地点は先ほど言いましたように、交通事故が発生箇所として把握をしております。

しかしながら、先ほど言いましたように、町が単独で信号機を設置することはできないために、先ほど御説明しましたとおり、信号機の設置に関しましては、地域の要望を聞きながら、公安委員会へ町から要望書を提出したいと思っております。

公安委員会としましては、交通量や重大事故の発生ケースなど、仮に信号機を設置した際に発生する交通渋滞など、多岐にわたる検討をされる状況ですので、特に信号機の設置については、ハードルが高いのが現状でございますので、御理解していただければと思います。

交通安全は一人一人のマナー遵守でありますので、ハード整備要望とあわせて、ソフト面での安全啓発など、検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2番。

2 番（川副 剛 君）

警察と要望して、連携して、大事故が起こる前に手だてを講じていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、きのう同僚議員も申し上げておりましたけれども、私もちょっと引用させていただきます。

今から28年後、2050年の長崎県の将来推計人口が出ておりました。減少率が大きく、県内でも半分近く人口が減る自治体もある中、大村市と佐々町のみがあまり減少しておりませんでした。この数字に一喜一憂して、額面どおり受け止めるわけではありませんけれども、施策を我々が今しっかり議論することが、10年後、20年後の人口減少の歯止めには結びつくのではないかと思っております。

古庄町長におかれましては、70代半ばにもかかわらず、大変お若く見え、肌艶もよろしいので、大変バイタリティーにあふれておりますので、28年後、100歳超えても元気でいらっしゃる個人的には思っております。

まさか後は、野となれ山となれと、現時点では1ミリも思っていないとは思いますが、ぜひ今、自ら種まきをしている様々な施策を、その成果をその目で見て、見届けていただいて、30年後も小さくても輝くまち佐々町を執行部、議会ともに目指していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2番、川副剛議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時29分 休憩）

（11時34分 再開）

— 日程第3 議案第78号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
これから、議案の上程を行います。
質疑、討論、採決の順で進めていきます。
日程第3、議案第78号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第78号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案第78号に添付しております総務課資料をお願いいたします。

今回の改正につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和4年8月8日付の職員の給与の改定に関する勧告、それから10月に長崎県人事委員会の勧告が行われたことを踏まえ、給与の改定を行うものでございます。

それでは、1番目の一般職の給与改定の内容について説明をいたします。

こちらにつきましては、人事院勧告に基づき、令和4年4月1日の遡及適用として改正するものです。

今回の改正は、民間給与との格差を踏まえ、若年層に重点を置いた引上げとなっております。行政職給料表におきまして、平均改定率0.3%、これは国平均と同率となっております。

初任給で見ますと、月額、大卒で3,000円、短大卒で4,000円、高卒で4,000円の引上げとなっております。

次に、対象となる職員ですが、1級で20名、2級で13名、3級で14名、対象者計が47名となっております。

次に、医療職給料表（三）の対象者では4名、現業職給料表では2名が対象となっております。

裏面、2ページをお願いいたします。

一般職の勤勉手当について御説明をします。

年間支給率1.9から0.1引き上げ、2.0に改正するものです。年間の期末勤勉手当の支給率の合

計は4.4月となります。

次に、特別職の勤勉手当に関する改定になりますが、年間支給率が3.25から0.05月引き上げ、3.3月に改正するものとなっております。

次に、再任用職員の勤勉手当に関する改定になります。年間支給率が0.9月から0.005月を引き上げ、0.95に改正するものでございます。年間の期末手当支給率の合計は2.3月となります。

次に、会計年度任用職員につきましては、任用時の勤務条件通知書により通知をしており、県と同様に、今年度につきましては、減額も増額も行わないものとなっております。

次に、今回の人事院勧告に伴う影響額でございますが、月次給料で、合計で161万1,000円、期末手当で41万2,000円、勤勉手当で350万2,000円、合計の525万5,000円となります。そのほか時間外手当、共済負担金についても増額の影響がございます。

以上で、資料の説明を終わります。

引き続き、議案第78号をお願いします。

めくっていただき、1ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正の内容になりますけれども、こちらにつきましては、職員の勤勉手当を0.1か月引き上げ、再任用職員の勤勉手当を0.05月引き上げる改正です。

次の2ページから28ページまでですが、こちらのほうは給料表の改正となっております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

第2条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらのほうの朗読は省略をさせていただきます。こちらの改正では、町長、副町長の期末手当の率を0.05月引き上げる改正となります。

次のページをお願いいたします。

第3条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらにつきましても朗読のほう省略をさせていただきます。こちらでの改正は、教育長の期末手当について0.05月引き上げる改正となります。

次のページをお願いいたします。

第4条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読のほうを省略させていただきます。こちらの改正は、議会の議員の期末手当について0.05月引き上げる改正となります。

次のページをお願いいたします。

第5条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらの朗読につきましても省略をさせていただきます。こちらの改正につきましても、先ほどの第1条で引き上げた0.1月分を令和5年4月1日以降の職員の勤務手当について、6月と12月に平準化するために改正するものです。

次のページをお願いいたします。

第6条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましても、朗読のほう省略させていただきます。こちらの改正も平準化するための改正となります。

次のページをお願いいたします。

第7条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましても、朗読のほう省略させていただきます。こちら先ほどと同様に、平準化するための改正となります。

次のページをお願いいたします。

第8条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましても、朗読のほうを省略させていただきます。こちら同様に、平準化するための改正となります。

附則。施行期日等。第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項以降につきましても、第1条から第8条まで改正しましたそれぞれの支給率について適用を定めるものとなりますので、朗読のほうを省略させていただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

2点ほど。まずは勤務労働条件の変更ですので、労使協定が終わったというのは確認しているんですけど、現業職給料表2名おられると。現業職給料表の改正の表がないもので、どのようになっているのかというのを確認したいという点が1点。

もう1点は、行政職給料表の再任用職員の部分で、7級、マックスまで給料表が定められているんですけど、必要なのかという点が1点。あわせて2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（11時45分 休憩）

（11時45分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

現業職の給料表につきましては、規則のほうで定められているということで、あと7級まで再任用職員のほうの給料が必要なのかということでございますが、こちらにつきましてはもう人事院勧告どおりで7級までのほうを指定をこれまでもさせていただいておりましたので、今回もさせていただいているということになります。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

気づかないあいだにされていたなっていう感じもあるんで、チェックが行き届いとらんやっとなっていう反省しております。

もう一つ、改定に伴う部分で確実に行われているか、規則で定められとるって、法令で公務員の賃金、給与は定められるということで、関連している分の規則の改正があれば、その分はお示ししていただくべきじゃないかなと私自身思います。

目に触れることなく内部決裁で全て完了するという部分、求めなければ、我々、公示されるんですかね、それをそこまでチェックしなければいけないっていうことになるんで、そこは今後どうされるのかをちょっと確認しておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

職員の給与等につきましては条例で定めて、その部分の多くが規則のほうにっていう形でされておりますので、その部分の改正っていうのは執行のほうでやっていくっていう形になっておまして、ただ、重要な部分につきましては、議員おっしゃるとおり、しっかり担当委員会等を通じて議会のほうにもお知らせするというような手続を踏ませていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

これまでもちょっと危惧している点が、我々議員が気づかないうちに改められていた案件等も散見されておりますので、必ず、確実に、その修正されているのかという点もありますし、どのように変更されているかという点を我々はチェックしなければいけないので、その点は十二分に留意して取扱いを行っていただきたい。これまで議会の説明ではこうだったが、実態はいつの間にか変更されているという部分もありましたので、くぎを刺させていただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

要望ということです。
ほかにございませんでしょうか、質疑。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。
これから採決を行います。
議案第78号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第79号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第79号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例制定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第79号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付の議案第79号総務課資料をお願いいたします。
総務厚生委員会で説明させていただきました資料につきまして、朱書きで枠を囲んでいる新
規条例の制定となります。

概要につきましては、裏面の2ページをお願いいたします。

この法律の目的は、職員の派遣に関する適正化や身分の取扱いの明確化、また人材の有効活
用を目的としており、地方公共団体が人的支援を行うことが必要と認められる公益的法人等に
職員を派遣するにあたり条例を制定するものとなっております。

対象法人、派遣前の手続、派遣、復職に関する概要は、枠内の記載のとおりとなっておりま

す。

また、下段の枠に記載しておりますが、今回、地方公務員の定年延長に関する条例を整備するにあたり、管理監督職勤務年齢制限等（役職定年制）に関する条例整備の一環及び今後の職員の人材有効活用の取組を見据えて新たに条例を制定し、後ほど定年延長に関する条例の改正をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第79号、めくっていただきまして1ページをお願いいたします。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例。

こちらのほうは条例の制定でございますが、全文朗読を省略し、それぞれの条項について主な内容を説明をさせて朗読に代えさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第1条、趣旨については、法律の関係条項を定めており、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項に基づき、条例で定めるところにより職員を派遣するものとなっております。

また、第2条第3項に基づき、派遣にあたっては公益的法人等と合意しておくべきことを定めることとなっております。

次に、第2条、職員の派遣については、第1項において、派遣対象団体として法第2条第1項各号における一般社団法人などの定めがあり、第2項において、派遣対象外となる職員を定めております。第3項においては、法第2条第3項において、派遣先団体と合意しておくべきものとして、第1号に福利厚生に関すること、第2号に地方公共団体の報告・連絡等に関することを定めております。

2ページをお願いいたします。

第3条、派遣職員の職務への復帰については、法第5条第1項に規定する、派遣を継続できない場合を定めるものとなっております。

第4条、派遣職員の給与については、法第6条第1項において、もともと派遣職員にはその期間中、給与を支給しないとなっておりますが、第2項において、地方公共団体の委託業務や共同業務を行う場合、条例で定めるところにより給与を支給することができるようになっていたため、各種給与を定めているものです。

第5条、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例については、職員の給与に関する条例第25条第1項において、職員が職務上負傷した場合の休職者の給与の定めがあり、派遣先団体における業務を同様に休職者の取扱いとして労働者災害補償保険法第7条第2項に定める通勤の移動も公務に含まれるものとなっております。

第6条、派遣職員の復帰時における処遇については、復帰時において他の職員との権衡を図るにあたり、派遣の期間を引き続き職務に従事したものとみなして昇格昇給等の規定を適用するものです。

第7条、報告については、任命権者においては派遣職員の状況及び職務に復帰した職員の処遇の状況を町長に報告を行うものとなっております。

3ページをお願いいたします。

第8条、委任。こちらにつきましては、必要な事項は、規則で定めとなっております。

以上が、新規条例制定の内容となります。

附則。施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますが、定年延長に係る改正が新規制定のあとでございますので、定年延長に関する部分につきましては別途改めて提案をさせていただき、改正の概要を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

まず、この公益的法人等への職員の派遣ってというのは、過去に事例があるのかということ、町の職員等が公益的法人等へ出向したという事例があるのかと。そのことは、出向することそのものは認められていたのか、法的に出向することは認められていたのかということと、過去に事例があるのかということ。それから、実際に、今後、派遣の予定があるのかということ。以上3つのことが何もないければ、今すぐ急いでつくる必要はないのではないかと思います。でも、それは、今すぐつくらなければならない理由。ないとすれば、それが1点目と。

2つ目は、実際に派遣された町の職員のいわゆる権利・処遇について、現状よりも処遇が下がると、様々な処遇において労働条件等が下がるということはないのか。また、大幅に上がった場合、その場合に、その分についての手当ってというのはどうするのかということ。要するに、一般的には派遣されると、そのその派遣先の労働条件によって制約されるということが一般的なんですけども、その場合は、本人にとっては大変不合理な事態というのが起きるのではないかとということがあるので、そのことについて御説明をいただきたいと思います。

以上、2点です。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時になりますけども、この案件が終了するまで続けさせていただきます。

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

過去に事例があったかということでございますが、この法律に該当するような事例は過去にございません。

後ほど、その必要になった時期に条例のほうを整備した方がよくないかという御質問についてでございますが、こちらのほうにつきましては、地方公務員の定年延長に関する条例整備、これをしないといけないということで、準則に従って定年延長のほうの条例を整備をさせていただきますので、こちらのほうの条例を制定して、さらにまた改正をするような手続を取らせていただきたいと考えております。

ちょうど資料の下枠、2ページの下枠でございますけども、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、管理監督職勤務年齢制限等（役職定年制）に関する条例整備の一環ってということ、それから今後の職員の、こちらのほうは、もう今のところは派遣する予定はございませんけども、今後の職員の人材の有効活用の取組を見据えて、職員の派遣等に関する必要な事項を定めた条例ということになっておりますので、こちらのほうで御理解をいただきたいというふうに考えております。これは、国の準則に従って今回整備をさせていただければというふうに考えております。

それから、職員の処遇等についてでございますが、やはりこちらについては労働条件の変更等となりますので、もしもこういったものの運用を行っていく場合につきましては、職員組合であったり、対象となる職員、そういった方と十分に協議を重ねた上でこの取扱いをさせていただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今のところ予定はないということなのか、1問目のお答えがなかったようですが、そのことと。

それから、今の御説明だと、いわゆるその定年後に、従来の定年っていいですか、60歳以降、60歳になった時点で他の団体へ出向するということはあり得ると、想定されるということを念頭に置いてつくられるものなのか。

それから、派遣される場合に、いわゆる除外される人っていうのが説明があったんですけども、その辺りがちょっとよく分かりません。結局、例えば、パッと見ただけでは非常勤職員っていうか、会計年度任用職員は対象外とかそういうふうになるのか、その辺りのところを少し詳しく説明をいただきたいと思いますが、どういう人が対象になって、どういう人が対象にならないのかということ。

とりあえず、2点。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御質問の件でございますが、まず出向を念頭にということで60歳以上を考えているかということにつきましては、後ほど出てくるんですが、定年延長のほうの条例改正の中で、60歳に到達する前の職員が対象となります。派遣対象は。

それから、60歳を過ぎて管理監督職についている職員については、執行することができないというふうな制限を定めております。

それから、事例があるかないかっていうことについてでしたかね。対象となるような今回のような事例になるかどうかということに対しましては、過去に事例がございませんということで。（永田議員「今後の予定はあるかっていう。」）失礼しました。今後の予定につきましては、今のところこういったうちのほうの状況でございますので、今のところはございません。ただ、定年延長の条例を整備するにあたって準則がございます。もしも、この条文を入れていかないとすると、項ずれを起こしたりとかして条例の整備に不都合が生じる、そういったことがございますので、今回あわせて整備をさせていただきたいということでお願いをするものでございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ちょっと説明がよく分からない、意味が理解できない。項ずれを起こすってどういうことですか。結局、要するに町の条例の文章の都合上こういうものをつくるということですか。それは、要するに目的が本末転倒ではないかと。結局、何のための目的もないのに、目的も予定もないのにこういう条例をつくる必要があるのか。

町長、このことについてはどういうふうにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（12時04分 休憩）

（13時04分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第79号、永田議員の質疑に対して執行の答弁から休憩をしておりますので。
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

大変失礼いたしました。永田議員のほうからの御質問の対象となる職員ということで、再度御説明をさせていただきます。

まず、派遣対象の職員としましては、60歳未満の管理職、定年前の非管理監督職、フルタイムの暫定再任用職員ということになります。

また、派遣対象外職員としましては、60歳以上の特例の管理職、非常勤職員、会計年度であったり暫定再任用の短時間の方であったり定年前の短時間の方、こういった方が派遣の対象職員外ということになっております。大変失礼いたしました。

それから、今回の条例改正につきましてでございますが、本来もともとは平成12年に法律が制定された背景がございます。これは、職員派遣に関する統一的なルールがなく、違法的に職員を派遣していた事例があったということで、国のほうがこういったことに伴い、各自治体で条例のほうを整備するように法律が改正されておりました。今回そういったことに伴いまして条例のほうを制定させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回のその改定というか新設になるわけですね。ですから、やはり新設の目的というのはやはりはっきりさせる必要があるんだろうというふうに思います。そういう点で、特に定年になって多様な働き方を許容する、あるいは様々な分野での働き方について、そのことが町政の発展にとっても役に立つし、御本人のいわゆる安定的な雇用についてもモチベーションを持ちながら働き続けるということについての対応ということで、そうした目的というのをもう少し整理しておく必要があるのではないだろうかということを考えますけれども、町長、その点でいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃったように、私どもも今回の条例制定にあたりましては、やはり本来、職員が派遣すべき統一的なルールの定めというのもありますし、今回の定年延長の導入時に整理をしておくべきじゃないかということで判断をしておりますので、御理解をいただければ

ばと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

町長おっしゃいましたように、ぜひ、そういった意味では職員組合とのあいだでも、あるいは職員との協議の中でも、やはりこの目的というのについては、はっきりさせておく必要があるということをおし上げたい。

その際に、そのことが様々な条文の内容についても意味をなしてくるものだというふうにおしいますので、おし添えておきたいとおしいます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

2点。第2条第2項の掲げる職員のうち、その他の法律により任期を定めて任用される職員というのは、多分、任期付任用職員という、私は判断をしているんですけど、これはその他の法律によって任期付任用職員の条例を定めなければいけないというようなくだりがありますので、この条項はうちには任期付任用職員の条例の制定がなされておしませんで、いかなものかという点が1点と。

第2条の中段、規則で定めるものとの間の取決めというくだりがあります。規則はどのように定められているのか確認をしたい。規則を定められているのかという確認をまず最初に。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

1点目の第2条第2項第1号に関する御質問でございますけども、こちらにつきましては、臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員で、想定している職員としましては、まずは地方公務員法第22条の3の規定により、町の規則で定める臨時的任用職員、それから地方公務員の育児休業法第6条に基づき任用される職員、その他の法律により任用を定めて任用される職員は、任期付職員のみを指定するものではなく、再任用職員を含み一般的に規定する定めであるため、任期付職員の条例の定めがなくてもこのように規定して問題がないということで、法規の専門業者のほうに確認をさせていただきます。

それから、第2条の規則、職員の給与に関する条例施行規則といたしまして、趣旨それから町長が定める措置等、それから医師等の診断、それから受診命令の交付、警告書の交付、勤務実績不良の状態が改善されない場合の措置、それから通知書の有効、その他ということで、一応現在準備をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

1点目は、その他の法律により任期を定めて任用される職員は、いわゆる任期付任用職員以外の部分も含まれるので法規的に問題がないという説明であったということで理解はします。

規則で定めるものとの間の取決めという部分は、私が質問の趣旨と違う回答が返ってきました。

規則で定めるものとの間の取決め、この規則で定めるもの、相手方は規則で定めていますよというような私は解釈でいるんで、この規則をどのように定められているのか。準備中ですって言われましたが、公布の日から施行されるわけでしょう。であれば規則は定められているものという私は認識しているんですけど、そこを確認したい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御指摘のとおり、規則につきましても公布の日から施行するというので現在準備をさせていただいております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

いわゆる相手方をどのように想定されているか、規則で、これを確認したいと申し上げているんです。議会が確認もせずまま条例を制定し、進められるのはいかがなものかというふうに私は考えますもので、でき得れば、規則を拝見させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（13時13分 休憩）

（13時15分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

この第2条の文面につきましては、ほぼほぼ条例と同意で、特に申し上げれば、町長が特に必要であると認める団体というふうに、表現が抽象的でその所属する団体の記載が曖昧であって、我々は判断に苦慮します。例示として想定できる部分については、明確に書くべきではないかというふうに考えますがいかがでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御指摘のとおり明確に書くというのが正しいやり方かもしれません。

しかしながら、やはりこれから将来に向けて派遣を予定をしている自治体においては、このような表現の仕方になっている自治体もございます。

職員組合等ともこういった労使の勤務条件等の変更等になってきますので、そういった場合にはやはり職員組合とも協議をしないといけない事項となりますし、また、所管の委員会等にもその旨の報告等を行いながら協議をさせていただかないといけない事項になるというふうに考えております。

現在は、想定できる団体としましては、社会福祉法人等そういった団体等が想定はされますが、現在のところどこにということではなくて、その時期が来ましたらば御相談をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

危惧しているのは、公益的法人等ってなっている部分の公益的と等という部分です。公益法人と断言されてもいけませんし、公益的法人等と、法人以外でもいいですか、公益法人、公益的も、もう公益法人に限定されたものでもないということで、一応、法の趣旨として考えられる想定の部分についてはあると思うんです。一般何々法人とか、そういった区分の分はもう少し詳細に制定の際の判断材料として執行側から丁寧に説明があるべきだと思いますので、その部分については制定前に説明を求めたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御指摘いただきました公益的法人等について具体的にお示しをということでございますので、そういった具体的になりましたらばお知らせをさせていただきたいと思いますが。

一応、例としましてでございますけども、県内の参考としましては、財団法人の長崎県産業振興財団、それから一般社団法人の観光協会、それから社会福祉法人の社会福祉協議会など、こういったものが具体的な公益的法人ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、5問目です。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

非常に慎重に取り扱う内容じゃないかと思っておりますので、実際に取り扱う際には所管委員会なり、この曖昧な部分の表現についての精査っていう分を再度行っていただく要望をしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副町長（中村 義治 君）

今、6番議員さんが言われましたとおり、先ほどの議案についても御意見が承っておりますので、先ほど言われましたとおり所管事務調査なり、それから議会等に相談しながら進めたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これにて質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第79号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例制定の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第80号 職員の降給に関する条例制定の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第80号 職員の降給に関する条例制定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第80号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付の議案第80号総務課資料をお願いいたします。
総務厚生委員会で説明をさせていただきました資料におきまして、朱書きで枠を囲んでいる新規条例の制定となります。

概要につきましては、ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

朱書きで下線を引いておりますが、今回、定年延長制度による役職定年による降任、給与の7割措置の降給を行うにあたって、総務省通知により、職員の降給に関する条例において措置をする必要があると示されたため、条例を定めるものでございます。

先ほどの議案第79号の職員の派遣に関する条例と同様で、新たに条例を制定させていただき、改めて職員の定年等に関する条例の一部改正により定年延長に係る部分の改正をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、議案書のほうをお願いしたいと思います。

1ページをめくっていただきまして、職員の降給に関する条例。

こちらにつきましては、新規の制定でございますけれども、全文朗読を省略し、それぞれ条項について主な内容の説明をさせていただき朗読に代えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

第1条の目的について、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項及び第28条第3項に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的としております。

第2条、降給の種類については、降給の種類としては給料表に定める下位の号級に変更することを定めることとなっており、職員の給与に関する条例第6条は、行政職給料表、医療職給料表であり、現業職員の給与に関する規則第2条は現業職給料表となります。

第3条の降格の事由につきましては、第1号において、職員の能力評価、業績評価の結果が最下位の段階の場合、指導や措置を行っても改善しない場合を対象としております。

なお、この規定につきましては、職員組合とも協議をし、勤務実績がよくないと認められる場合だけでなく、注意または指導を繰り返し行うこと、職員の矯正を目的とした研修の受講を行うことなど、使用者が講ずるべき措置について規則でも定めることとしております。

第2号においては、心身の故障により職務の遂行に支障がある場合を定めております。

第3号においては、適格性を欠くと認められる場合として、矯正ができない素質、能力、性格等に起因して職務の円滑な遂行に支障がある場合を定めております。

2ページをお願いいたします。

第4条、降号の事由については、第3条、降格の事由と同様に、勤務実績がよくない状態が改善されない場合において降号することを定めるものです。

第5条、通知書の交付については、降給させる場合は書面により行うことを定めるものでございます。

第6条の受診命令に従う義務については、第3条第2項の心身の故障による診断を命じられた場合、職員は従わないといけないことを定めております。

第7条の委任について、必要な事項は、規則で定めるとしており、職員組合と協議を行い、町長が定める措置として、勤務実績がよくないと認められる場合、注意又は指導を繰り返し行うこと、職員の矯正を目的とした研修の受講などを定めるものでございます。

以上が、新規条例の制定の内容になります。

附則。施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の条例の、いわゆる降給、いわゆる賃金の削減、降給を行うということについてはこれまで条例がなかったので、まあ先ほどの説明によると、要するに定年延長等により、例えば、60歳になって60歳以降給与が下がるということについては、本人が望まないのに下がったということについて、それを下げることができるようにするという趣旨かなというふうに思うんですけども。そのほかに、今ほど説明がありました様々な、いわゆる勤務成績不良だとか等々ということについては、従来はどうなっていたのか。かつて、例えば、様々な処分を受けたりそういったことがあって、でも、給与については下がることはなかったのか。要するに、今回、目的が定年延長に伴う基本給の変更ということだけであれば、そういったものについては、そういう内容の条例にすべきではないかなというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。過去においてはそういうものはなかったんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御指摘の部分につきましてでございますが、懲戒処分等に関するものについては、あくまでも懲戒処分の部分で行うような形になっている。そして、また本人からの申出、私はもうちょっとその役職が重たいからちょっと下の役職に位置づけていただきたいとか、そういった場合については、本人の申出でございますので、条例等の整備の必要はございません。

ただ、今回は議員お話しのとおり、7割に給料を、60歳になったら下げるということにつきましては、本人の意に反する降給になりますので、それにつきましては条例のほうで定めないといけないということで今回提案をさせていただきます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

それは分かっているんです。私が聞いたのは、要するに60歳になって以降下がるということについて、それは制度化するということについては分かります。そのことについては異論ないんですけども。いわゆる60歳前に、勤務成績不良だとか様々なことで、いわゆるその本人は望まないけれども、もうちょっとこの給料出すわけいかん、簡単に言うと、今までの給与支給するわけには値しないというふうに判断をし、そして降給させるということが、言ってみれば条例的には可能になるということでしょう。今回のやつは。ところが、これまでにそういうことがあったのか、そういう事例があったのか。要するに、事例というのは、そうやって下げるというようなことはなかったのか。

要するに、簡単に言うと、勤務成績不良だとか様々なことがあっても下がるということはないのだということできたのか、そのことをちょっと確認したいわけです。

要するに、上司の指示に従わないとか様々なことあるんですけども、労働者としてきちんと働いていく際に、そういう職場の規律を守るだとかそういう規範をきちんと守るということでは求められるんですけども、同時に意に反するということは様々なケースが想定されるので、要するに、上司の意向によって簡単に給与を下げたりということができるといことになる、それは非常に慎重でなくてはいけないというふうに思うんです。それは、働く者の権利をきちんと保障するという立場からするとそう思うんです。

ですから、今回の条例が、定年延長に伴う部分については、私は繰り返し言いますが、異論ないんですけども、その前の部分、定年前の部分についてそうなるということについては、これまでとどう変わるのか、そこを説明してほしい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員の御質問につきましてでございますが、私が知る限りではそういった降格等を行ったという事例については把握しておりませんので、ないというふうに考えております。懲戒処分等によるものについてはあるかと。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（13時31分 休憩）

（13時33分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務理事。

総務理事（山本 勝憲 君）

今までの実情としまして、懲戒等に伴う降格等があったと記憶しておりますが、それ以外の部分につきましては行ったことはございません。

ですから、今回整備するのは、分限・懲戒につきましては法に基づいて手続的にできましたので、そのような形で取り扱わせていただいたということで、今回その部分のやり方等につきまして、しっかり条例で整備させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

質問に答えられていない。要するに何がこれまでと変わるんですかって聞いているんですよ、私は。だから、これまで何が変わるのかということについて聞いているので、それに答えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

先ほど議員からの御質問についてでございますけども、人事評価が導入されておりますので、その中でやはり成績のほう在一定より最下位のほうに位置づけられた職員が発生しますと、ここにつきましては研修等を受けていただいたりとか、そういったことが発生してくる状況にな

ります。

その点が今回の条例で変わってくる、定年延長以外で関わってくるというところにつきましては、そういったところを明確にさせていただいたというところになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

3 問目ですけども。ということは、要するに、今回いわゆる定年延長に伴って、従来よりも職員に対する降給を幅広く適用することができるようになるということですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁いいですか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いや、答弁を求めています。聞いています。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御指摘の部分につきましては、そのような形になってこようかと思いますが、目的としては、やはり職員の質の向上であったりとか、やはりある一定基準に職員の能力を引き上げる、こういったことに対しての目的を持って、条例のほうを整備をさせていただいている状況です。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

今まで60歳までしか働けなかったから、これを5年間延びて働けるということは非常にいいことだと私は思っておりますけどもね。60歳になるまではいろんな分限処分とかいろいろあって、給料が下がっても立場は同じなんですよ、公務員ですから。住民の福祉の向上に働かなくちゃいけない。しかし7割受給することによって、その方に対しても60歳前と同じような制度をつくったと、私はこれは見て思っておりますから。同じでしょ。これは非管理監督者ではなくても該当する条例になるわけですかね、でしょ。前もあとも、任用パターンが違うから、2つ同じようなものをつくったって私は認識しておるんですよ。その確認ね。職員も非管理職員も同じようなこの条例で扱うということをひとつ確認させてください。それだけでいいです。結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（13時38分 休憩）

（13時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

須藤議員の御質問の件でございますが、地公法適用となります職員につきましては、65歳まで全て該当するような条例となっております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

これは勤務労働条件の非常に重要なポイントですので、労使間の協議は尽くされたというふうに確認しておりますけど、本会議で再度確認しておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

職員組合のほうとは十分協議を行ひまして、妥結に至っております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これにて質疑を終わります。

これから討論を行ひます。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

賛成討論を行ひます。

今回の条例については、制定条例については、60歳以降のいわゆる安定的な雇用を保証する手段として、一般に行われているような、一般社会的に進んでいるような、基本給の減額だとかかっていうことをいわゆる制度化するものであるということに理解をいたしました。

しかしながら、一言申し添えておきたいことは、このことによって、質疑の中でもありましたが、いわゆる降給の機会を増やすことにつながると。したがって、管理監督権の拡大ということにつながるのではないかというふうに、私は少し危惧をするものでございます。

ですから、そうした意味では、この運用にあたっては十分な活用を検討、調整を図っていただくということを申し添えて、賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。

議案第80号 職員の降給に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第6 議案第81号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第81号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第81号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付しております、議案第81号総務課資料をお願いいたします。

総務厚生委員会のほうで説明をさせていただきました資料において、朱書きで枠を囲んでいる新規条例の制定となります。

概要につきましては、資料裏面の2ページをお願いいたします。

平成16年地方公務員法改正において、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動の従事などの地域貢献など、職員の多様な働き方ニーズに対応できるように創設された制度でございます。

今回の定年延長制度に合わせ、条例を整備するため新規制定を行うものです。

それでは、議案第81号のめくっていただきまして1ページのほうをお願いいたします。

職員の高齢者部分休業に関する条例。こちらのほうにつきましても条例の新規制定でございますが、全文朗読を省略し、それぞれの条項について主な内容の説明をさせていただき、朗読に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第1条の趣旨につきましては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものです。

また、条例で定める年齢に達した職員が、職務の運営に支障がないと認められるときは承認することができるものとなっております。

第2条の高齢者部分休業については、第1項において1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、任命権者が定める単位としており、第2項において対象年齢を60歳とするものです。

第3条の高齢者部分休業取得中の給与については、高齢者部分休業の給与の減額は、1時間につき給料の月額及び管理職手当及び規則で定める手当の合計に対して計算を行うものとなっております。

第4条の承認の取消し又は休業時間の短縮については、公務に支障がない場合に承認できるものになっており、当該職員の業務の処理が著しく困難になり公務に支障がある場合と判断され、本人の同意が得られた場合には、休業の取消し、そして短縮ができるものとしております。

第5条の休業時間の延長については、公務に支障がない場合は延長を承認することができるものとなっております。

第6条の委任については、必要な事項は、規則で定めるとしており、申請や承認、手続に関する事項、様式について定めるものとしております。

2ページをお願いいたします。

附則。施行期日。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第81号 職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第7 議案第82号 職員の定年等に関する条例等の一部改正の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第82号 職員の定年等に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第82号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（13時48分 休憩）

（13時49分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案第82号の総務課資料1のほうをお願いいたします。

こちらのほうにつきましては、説明前に今回の改正の背景について御説明をさせていただきます。

今回の改正の条例等は、国家公務員の65歳までの定年延長との均衡を図るため、令和3年6月11日に地方公務員法の改正が公布され、令和5年度から段階的に定年延長を行うことにあわせ、条例改正を行うものです。

定年延長の目的としましては、年金制度との接続と雇用の確保、組織の新陳代謝などを行いながら、豊富な経験を持つ高齢者層の職員も活躍いただき、行政サービスの充実、公務のさらなる発展を行うこととなっております。

今回は地方公務員法の大きな制度改正となりますので、本町の条例改正につきましては、基本的に特殊な要因がない場合は国の準則に基づき、条例改正を行いたいと考えております。

また、今回の条例改正におきましては総務厚生委員会、産業建設文教委員会において説明させていただきます、御質疑もいただいた内容につきましては職員組合とも協議を行い、進めさせていただきます。

本町におきましても、行政サービスの充実、公務のさらなる発展のための組織づくりとして役職定年制や短時間勤務職員の運用など様々な課題がありますが、まずは条例整備を行い、段階的に取り組んでいきたいと考えておりますので御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうに入ります。

1ページを御覧ください。

こちらは、総務厚生委員会及び産業建設文教委員会に説明させていただきました資料となります。条例改正の内容といたしましては、既存の条例改正が10本、先ほど新規制定させていただきました2本の条例改正を含め、12本の条例改正をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

定年延長に係る制度改正としまして、おおむね7項目が主な内容となっております。特に、今回の条例改正におきましては、職員の定年年齢の引上げとして60歳から65歳まで、2年度に1歳ずつ段階的に引き上げること、それから役職定年の導入として、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、60歳で降任する制度を導入すること。定年前再任用短時間勤務職の採用として、令和13年度まで定年延長によるフルタイム勤務のほか、短時間勤務も行えること、60歳から定年年齢までの間の給料として7割水準を設定することなどとしております。

各ページの内容につきましては、主に委員会において御質疑を受け、整理をした内容でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

今回の定年延長は、令和5年度から2年に一度段階的に引き上げるものとなっております、令和

13年度まで続けることとなります。定年日は、これまでどおり定年に達した日以降における最初の3月31日といたしております。

次の4ページ、5ページを省略させていただきます、6ページをお願いいたします。

管理監督職の範囲でございます。

管理監督職員の定め方は、①番、管理職手当を支給される職、②これに準ずる職として、原則として、管理職手当支給職と同一の級に属する職となっており、本町におきましては、行政職給料表5級に管理職手当対象の参事、対象外の課長補佐がございます。委員会におきましても、国が示すとおりに定めるのか、5級課長補佐に管理職手当を支給しないのか、御質疑をいただきました。これにつきましても、内部協議それから職員組合との協議を行い、管理職手当を受けている職員と同様に5級の課長補佐につきましても、職務の責任が大きい5級にとどまらず非管理監督職への降任を行い、組織の新陳代謝を行うものでございます。

また、5級の課長補佐の取扱いにつきましても、従前のとおり取扱いとすることで職員組合とも協議をさせていただいております。

役職定年は大きな制度改正でございますが、まずは国が示す内容により条例を整備したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

条例に定める特例の管理監督職の規定でございます。

こちらは、役職定年が原則ですが、公務の運営に著しい支障が生じる場合は役職定年を行わず、そのまま管理監督職として延長できるものです。委員会におきましても、このような定め方であれば公務に支障があるとして管理監督職としてそのまま任用するのではないかと、新陳代謝が行われず役職定年制度をないがしろにするのではないかと危惧する御意見をいただいております。

これにつきましても、内部協議、職員組合と協議をさせていただきましたが、本町においても役職定年制を遵守し、新陳代謝を行いながら組織の活性化を図りたいと考えております。この規定につきましても、国の基準に基づき、県や県下市町においても同様に定めがらあるものでございます。

委員会で御指摘がありました役職定年制度をないがしろにせず、組織の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に10ページをお願いいたします。

事前情報提供・勤務意思確認制度の導入です。

今回の条例改正については、60歳到達者については前年度に情報提供、勤務意思を確認するよう努めるものとなっておりますので、国においては令和4年度の早い段階で条例改正を行うことが示されており、既に県や県下の一部の市町においては9月の議会で改正が行われております。また、本町を含め、多くの市町が12月議会での改正を行うこととしております。

本町におきましては、定年延長の対象となる職員が令和6年度に60歳到達しますので、令和5年度に情報提供、勤務意思の確認を行うこととなります。しかしながら、今回の定年延長制度は実際の役職定年や短時間勤務職員の運用、組織の新陳代謝における新規職員の採用とのバランス、定数条例の整合性など様々な課題を多く抱えております。

今回の定年延長制度の導入は地方公務員法の大きな改正となりますので、まずは必要な条例を整備させていただき、様々な課題に段階的に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書のほうをお願いいたします。資料のほうは、同じく議案第82号総務課資料2というのがございますので、あわせて見ていただければと思います。

まず、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の定年等に関する条例（昭和59年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正

する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第1条では、職員の定年等に関する条例の主な内容としまして、第1条で趣旨において今回の地方公務員法改正に対応する条項の内容を整理させていただいております。特に、定年の年齢、定年前再任用短時間勤務、管理監督職勤務上限年齢（役職定年）の定めです。なお、法第28条の6において国の職員を基準として条例で定めること、国及び他の地方公共団体との権衡を失わないように考慮することとして本町も条例を改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。資料のほうは、同じページになります。

第4条、定年による退職の特例を御覧ください。

定年退職日を延長できる特例の定めとなっております。右の概要に内容を記載しておりますが、公務の運営に著しく支障が生ずる場合となっておりますが、これにつきましても原則は定年を迎えた3月31日退職するものと考えております。

次に3ページ、資料は同じページになります。

第6条の管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を御覧ください。

こちらは、管理監督職の範囲を定めるものです。管理職手当の支給を受ける職、行政職給料表の5級以上を定めるものです。国が示した内容により、組織の新陳代謝を行うものとして内部協議、職員組合と協議をさせていただいております。

議案書の3ページ下から4ページにかけてになります。資料は同じページになります。

第7条、管理監督職勤務上限年齢を御覧ください。

管理監督職の年齢としては60歳を定めるものです。

議案書の4ページの下段になります。資料は2ページでございます。

第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を御覧ください。

管理監督職の特例を定めるものになります。こちらの規定につきましても、国が示した内容により、第9条第1項第1号から第3号により特例を定めるものでございます。

5ページ、6ページは説明のほうを省略させていただきまして、7ページをお願いいたします。資料のほうは同じページになります。

条例第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用を御覧ください。

定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職員を定めるものです。この制度は、一旦定年前に退職し、再度任用を行う制度として令和13年度まで段階的に定年延長を行うにあたって、フルタイムの勤務か短時間の勤務かを選択できるものとなります。

議案書8ページをお願いいたします。資料は3ページになります。

附則の説明でございます。

附則第3項及び第4項は、段階的に定年を延長するものとして、令和13年3月31日までの経過措置を規定するものです。

附則第5項は、60歳到達日の属する年度の前年度に情報提供及び勤務意思の確認に努めるものです。

9ページは説明のほうを省略させていただきます。

続きまして、10ページをお願いいたします。資料は同じ3ページになります。

第2条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の朗読につきましては、省略をさせていただきます。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

こちらにつきましては、第7条から第22条までにおきまして、現在再任用職員を定年前再任用短時間職員に改める所要の整備を行うものになります。

議案書の11ページ、12ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

議案書の13ページから15ページにかけてになります。資料のほうは、3ページの下段から4ページにかけて附則の説明をさせていただきます。

附則第8項において、当分の間、60歳からの給料は7割措置を行うことの規定を行うものです。

附則第9項以降は、対象外職員として臨時的任用職員や非常勤職員、そして管理監督職員の特例の職員などを定めることになります。

また、議案書15ページ、22ページにおいては別表における再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものとなっております。

23ページをお願いいたします。

第3条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の朗読は、省略をさせていただきます。

資料のほうは5ページになります。

第2条において、地方公務員法の改正による対応法令を規定することとしており、第3条以降につきましても、主に再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するものとなっております。

26ページをお願いいたします。

第4条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和28年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

資料のほうは同じく5ページになります。

今回、新たに職員の降給に関する条例を制定させていただきましたが、分限に関する手続の条例につきましても整合性をとるため改正が必要となっております。各条文において降給に関する定めを行い、27ページの附則において、60歳からの給料7割措置に関する規定を定めるものとなっております。

次に、28ページをお願いいたします。

第5条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読のほうを省略させていただきます。

資料につきましては6ページをお願いいたします。

第3条における減給の効果として、もともと減給は月額給料の10分の1以下の定めがありますが、今回の定年延長制度による給料7割措置の適用に伴い、減給の発令時の給料と減給時の給料が異なることが想定されるため、減給が7割措置として現に受ける給料の10分の1以下を上限とすることを規定するものでございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。

第6条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐々町条例第8号）の一部を次のように改正する。

資料につきましては同じく6ページをお願いいたします。

この条例において、育児休業の対象外職員として管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）の特例を受けた職員を位置づけるものです。公務の運営に著しく支障がある場合の任用となりますので、育児休業等の対象にならないものとなっております。

31ページをお願いいたします。

第7条、佐々町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

資料のほうは7ページになります。

条項等の改正等につきましては、朗読は省略をさせていただきます。

こちらのほうにつきましては、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるにあたり、条項ずれを整備するものでございます。

議案書32ページをお願いいたします。

第8条、佐々町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐々町条例第17号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては、朗読を省略させていただきます。

資料は同じく7ページになります。

再任用短時間勤務職員の名称を、定年前再任用短時間勤務職員に改正するものでございます。次のページをお願いいたします。

第9条、佐々町水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年佐々町条例第13号）の一部を次のように改正する。

資料は同じく7ページになります。

こちらのほうは、第2条におきまして水道企業会計職員の給与について、定年前再任用短時間勤務職員を追加するものでございます。また、第14条第2項において給与の減額規定をこれまでの育児部分休業や介護休暇に係る減額に加えて、高齢者部分休業の条文を追加したものです。一般職につきましては、それぞれの条例において減額規定を行うものですが、企業会計の職員についてはそれぞれの給与条例に位置づけることが必要となっております。

議案書の35ページをお願いいたします。

第10条、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年佐々町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の朗読は、省略をさせていただきます。

資料につきましても同じく7ページになります。

この改正につきましては、水道企業会計職員の給与条例と同様に、現業職の給与条例を改正するものです。

第1条において定年前再任用短時間勤務職員を追加し、第14条第2項において高齢者部分休業の条文を追加するものです。

議案書の37ページをお願いいたします。

第11条、公益的法人等への職員の派遣に関する条例（令和4年佐々町条例第 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の朗読は、省略をさせていただきます。

資料につきましては8ページになります。

この改正につきましては、新規条例として制定させていただきました公益的法人等への職員の派遣に関する条例に、今回の定年延長制度の改正を行うものです。

第2条第1項に第6項を追加し、派遣対象外職員として管理監督職勤務上限年齢制（役職定

年)の特例の職員を位置づけるものです。公務の運営に著しく支障がある場合の任用となりますので、派遣の対象とならないものとなっております。

議案書38ページをお願いいたします。

第12条、職員の降給に関する条例（令和4年佐々町条例第 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等の朗読は、省略をさせていただきます。

資料は同じく8ページになります。

この改正につきましても、新規条例として制定させていただきました職員の降給に関する条例に、今回の定年延長制度の改正を行うものです。

第2条において降給に関する条文に役職定年に関する定めを追加し、附則において60歳からの給料7割措置に関する規定を定めるものとなっております。

40ページをお願いいたします。

附則。施行期日。第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

第2条以降につきましても、今回の条例改正を行うにあたり、経過措置を定めるものとなっております。

また、第3条、定年退職者等の再任用に関する経過措置においては、暫定再任用職員に関する規定を定めるものとなっております。こちらにつきましても、現在の再任用制度が廃止になりますので、改正附則において経過措置として定める必要があるものとなっております。

その他今回の地方公務員法の改正におきまして、国の基準に基づき、各種経過措置を定めるようになっておりますので、一つ一つの説明は省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

以上が、議案第82号の条例等の改正となりますのでよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（14時14分 休憩）

（14時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

1点だけ確認なんですけども、第6条の職員の育児休業等に関する条例の中で、育児休業することができない職員として、定年延長した職員は育児休業の対象にならないということなのか。60歳過ぎても夫で育児休業が必要になる人がいないとは限らないので、そのあたりはいかがなのかということを確認したいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

議員御質問の件につきましてでございますが、議員のお尋ねのとおり、育児休業の対象外の職員としては、役職定年の適用を受けた職員については、この育児休業の対象外の職員になるということで定めるものでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

役職定年をした職員が60歳過ぎて、役職定年して、仮に、要するにフルタイムで勤務していると、仕事をね。それで、仮にその方の配偶者の方が出産をされると。それで育児休業を取りたいというケースは理論的にはあり得ると思うんですね。その方がどうして役職定年になったら育児休業取れないのか。それは整合性がつかないではないかと思うんですが。

これは、いわゆる短時間休業のことではないのですか。要するにフルタイムの方も対象にならないのですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

失礼しました。先ほどの役職定年の特例を受けた方になりますので、役職定年の特例になりますと、役職定年をしない場合の職員さんでするので、その職が必要ということで雇われる方になりますので、例えば、3年間の任期付職員さんが育児休業の方の代わりに入った場合は、育児休業を取ることができないというのと同じような形で、60歳過ぎて役職で残った職員さんについては、その職が必要とされている職なので、そういう休業が取れませんという、そういう条項になっております。よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

ちょっと、少し混乱しているんですけども。役職定年になった人じゃなくて、役職定年の特例を受けた方のことを書いているのだということなんですね。分かりました。

要するに、育児休業については基本的には制限はないというのが原則だと思うんですね。それで、その中でも、しかし期間を定めての方だとかっていう方については対象外とするという、そういう考え方だということに理解すればよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

すみません、永田議員のおっしゃるとおりでございますが、その方がそのために必要とされている役職で勤務をされているということなのでということになりますので、御了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

これの対象になる方、課長さんたち、興味持って聞いておられると思うんですけど。いい人生プランを立てるための質問をいたします。

退職手当の支給について、現行の給与費明細書見ると20年、25年、30年ですか、いろいろ率があります。5年延びたら40年という率がないのか。

そこら辺については、国はいろいろ決めてあるけども、各自治体については自治体の判断でつくってくださって書いてあるものですから、退職手当組合ではこの制度も同時につくらなくてはいかんだろうと思うんですけども、どんな状況なのか分かれば教えてください。資料にあったとですか。すみませんが、資料で。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

今、須藤議員から御質問がありました点でございますが、率としましてはもう35年、資料でいきますと9ページになります。

9ページの右の下のほうの枠で囲んだところになりますが、35年勤務した場合には47.709月ということで、最高の支給率がこれ以上増えることがございません。

ですので、例えば30年であれば、5年間は60歳で到達してもさらに定年が延長されたことによつて65歳まで35年となれば、その5年間の分については、支給率のほうについては5年間分の率が加算をされるというふうな形になります。

ですので、現在でいきますと、もう高校、それから大卒から勤務なされた場合に35年というのは到達をしますので、それ以上の支給率ということには、上限がもう達していますのでならないということになります。

うちのほうとしましても、退職手当組合のほうでこの率について取扱いを行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

資料の中にありましたので申し訳ございませんでした。

要するに、年金制度のいろいろあって、やはり働いてここでカバーしていくという形をとっているのかなあと私思つとるものですから。やっぱり長く働けるということですね。この間年金もらわず、こっちからもらって生活すれば、加算した年金がもらえていくという考え方でいいんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）
答弁いいですか。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

課長説明で、詳細、委員会の指摘についても説明がありました。丁寧な説明がありましたが、あえて本会議において町長に確認をしておきたい。

現に、慎重におっしゃられたその条例に定める特例の管理監督職、条例第9条第1項の第1号から第4号までありますね。いわゆる特例の管理監督職。制定時において本町の想定があるのか、そのポイントが1点。

それと、給料表の第16条等について、いわゆる定年前再任用関係の給料表が7級まであるんですが、今回は降給されるのであればいらぬのかなあというふうにも感じたもので、そこをちょっと、もう少ししかいつまんで説明していただければという点が1点。2点ですね。

あと、制度的に移行期間の暫定再任用職員と適用を受ける分の役職定年の部分との当分の間の、今回の法の趣旨に沿った部分でいうと、本町の場合、再任用制度の管理職があり得るようなものが、いつのまにかつられておりました関係もありまして、そこにいわゆる差というか、整合性がちょっと取れるのかというポイントが出てくるもので、その対応についてはどのように考えられているか、確認をしておきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

3点ですかね。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

3点ですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します

（14時35分 休憩）

（14時38分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

2番目の質問の7級までの必要性がないのではないかとということで御質問いただきました。

これにつきましては、人事院勧告等の法整備もございますので、7級までにつきましては今までどおりで記載をさせていただきたいと思っております。

関連して、1番と3番の部分に関連してくるかと思っておりますので、その点につきましては別途お願いしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

基本的には調整はあるかということでお話がありました。

これは基本的にはないということだと思いますし、それから再任用につきましても60歳で定年となりまして、基本的にはやらないということにしていますので、そういう方向でやりたいと考えています。

しかしながら、人間的に人間的にいないとか、そういうのになれば、また特別にまた議会のほうにも御相談はしなければならないと思っていますけど、基本的にはそういうことで、我々としましては再任用で管理職はやらないということ考えていますので、よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（14時40分 休憩）

（14時58分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど阿部議員の質問に対して町長が答弁されました。そして暫時休憩をとりましたので、再度、副町長のほうから答弁をお願いいたします。

副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

大変時間をとりまして申し訳ございません。

ただ今、6番議員さんのほうから御指摘がありました件につきましては、しばらく時間をいただきまして、こちらのほうも検討させていただいて御回答いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

第9条第1項各号につきましては、町長のほうからも制度想定時、現時点において想定はないと発言がありましたので理解します。

2点目についても月額給料のとりあえずの記載ということで、あえて理解するとして、3点目につきましては改めてというようなことでございます。

人事については、やはり非常に制度も含めたところで重要なポイントだと思います、組織構成上も含めて。制度を熟知して慎重に取扱いをしていただきたいと思います。現職の方も全ての方が関心事項であって、組織の構成上重要なポイントじゃないかと思っておりますので、あと制度自体の定年延長に伴う変更という点もちょっと指摘させていただきましたけれども、制度的な活用というとはそれはできるわけですから、恣意的にならないようお願いして発言は終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第82号 職員の定年等に関する条例等の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第83号 佐々町職員の再任用に関する条例廃止の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第83号 佐々町職員の再任用に関する条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第83号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）

それでは、議案書に添付の議案第83号総務課資料をお願いいたします。

総務厚生委員会で説明をさせていただきました資料において、朱書きで枠を囲んでいる条例の廃止となります。

概要につきましては、裏面の2ページをお願いいたします。

地方公務員法の改正に伴い、適用する経過法令が削除されるため条例を廃止するものです。

なお、経過措置の暫定再任用制度については、先ほどの議案第82号 職員の定年等に関する条例等の一部改正において改正附則に定めるものとなっております。

それでは議案書のほうをお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、佐々町職員の再任用に関する条例を廃止する条例。

佐々町職員の再任用に関する条例（平成27年佐々町条例第14号）は、廃止する。
附則。施行期日。第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。
以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
これから質疑を行います。
4番。

4 番（永田 勝美 君）
地方公務員法の一部を改正する法律が、来年の4月から施行されることに伴って再任用制度が廃止されるということですが、これによって不都合を生じるということは全くないのかということ、改めて確認をしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（大平 弘明 君）
令和5年4月1日から施行することとなりますが、これまでの再任用という職種が暫定再任用ということで、定年延長に絡みまして名称が変更になるというふうなことになります。
ですので、特に不利益になったりとか、制度そのものが変わるとかそういったことではございません。定年延長のつなぎの部分での暫定再任用職員ということになります。65歳までということでございます。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第83号 佐々町職員の再任用に関する条例廃止の件を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

(15時05分 休憩)

(15時07分 再開)

— 日程第9 議案第84号 佐々町営農飲雑用水施設条例廃止の件 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第84号 佐々町営農飲雑用水施設条例廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第84号 朗読）

中身につきましては、農林水産課長補佐兼農業委員会事務局長補佐をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長補佐兼農業委員会事務局長補佐。

農林水産課長補佐兼農業委員会事務局長補佐（作永 善則 君）

佐々町営農飲雑用水施設条例を廃止する条例。

佐々町営農飲雑用水施設条例（平成4年佐々町条例第23号）は、廃止する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

内容につきましては、農林水産課資料をよろしくお願いします。

この条例の元となる、左側のほうに廃止をさせていただく条例のほうの全文を掲載させていただいております。この条例自体、平成4年度に議決をいただき施行をさせていただいている状況でございますが、右側の3番のところになりますけど、もともと条例の第3条に規定されている角山地区営農飲雑用水施設ということで、角山地区の生活基盤向上のためということで、浄水施設を整備させていただいたものでございます。

もともとは平成3年度の時点では上水道施設がなく、山水、あとは井戸水を利用した生活用水、農業用水を確保されているエリアでございました。

ただ、渇水期の水不足、あとは降水、雨が降ったときの泥水の流入とかにより、上水道の施設を整備する必要があるということで、農林水産省所管の国の補助事業を活用させていただき、工事概要につきましては4番のところ載せておりますけど、その当時7,098万9,000円の工事費用をもって、今回の施設を整備させていただいたところでございます。

整備概要図としましては5番のところになりますけど、資料の外枠のところ整備対象エリアということでございまして、図面の下のほうに赤四角の「浄」ってなっているところが浄水施設があり、そこから各配水管を整備させていただき、各住戸まで水を引いているという状況でございます。

資料の2ページをお願いします。

浄水施設につきましてはこちらのほうが分かりやすいかなと思いますけど、農業体験施設の入り口に「青空広場」というものがございまして、そこから約束側に300メートルほど行ったところに、この浄水施設のほうがございます。

現在の状況として、現況写真のほうを掲載させていただいております。

結果としましては、施設の区分ということでこちらのほうに掲載をさせていただいております管理庫・沈殿池・ろ過池というのは現時点では使用していないというところがございます。

経緯としましては、資料の1ページのほうに戻っていただき、経緯のところでございますけど、平成4年度にこの条例を施行させていただき、平成5年2月17日に供用開始をさせていただいているところがございます。

その後、平成6年度に大規模な県北地区の渇水の時期がございまして、その際に水源となる北ノ切溜池の水が不足しているということで、水がつかれないという状況が発生しました。そこで大岳配水池、これは佐々町の上水道の施設でございますけど、そこから角山配水池のほうに水を引き込む配水管の布設作業をさせていただき、その時点で水不足の対応をとらせていただいたところがございますけど、記録としては残っておりませんが、その後も渇水時期につきましては、ため池の水が不足するという状態が発生しておりましたので、結果としましては、12年度、13年3月31日をもって角山地区の水道事業を廃止し、佐々町の水道事業に統合させていただいているという状況でございます。

本来であれば、この条例自体は13年3月31日の時点で廃止条例を議案として、議決をいただいておりますが、必要な時期に廃止条例を上程することが漏れておりました、申し訳ございません。

説明は以上になります。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第84号 佐々町営農飲雑用水施設条例廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第85号 工事請負契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、議案第85号 工事請負契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第85号 朗読）

中身につきましては、事業理事兼庁舎建設室長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

1枚おめくりください。

別紙。工事名、令和4年度佐々町新庁舎建設工事。工事概要、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、造成工事一式。契約方法、条件付一般競争入札による落札者と契約。契約金額、20億2,070万円、内消費税、1億8,370万円。契約相手人、谷川建設・大成住宅特定建設工事共同企業体。代表構成員、長崎市岡町9番1号、株式会社谷川建設代表取締役 谷川喜一、構成員、佐々町本田原免233-3、株式会社大成住宅 代表取締役 松本浩。工期でございますが、契約日の翌日から660日間と定めております。

提案理由。本工事を令和4年12月1日入札執行し、上記業者が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐々町条例第22号）第2条の規定により、工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

なお、12月7日付で仮契約を締結させていただいております。

続いて、資料のほうを説明いたします。

説明に入ります前に、本工事の執行にあたりましては、8月に行いました入札が物価高騰等諸般の事情によりまして、今回に至った遅延いたしましたことに対しまして、議会の皆様、そして町民の皆様方に、この場を借りましてお詫び申し上げたいと思っております。

それでは資料のほうに入ります。

資料のかがみ1枚目でございます。

1、事業概要として、現庁舎は築50年を経過し、老朽化などの問題に直面しており、震度6強以上の地震が発生した際は倒壊する可能性が高いとされております。

全国各地で大地震が発生しており、また近年、豪雨や台風による大規模自然災害も多く発生しており、防災拠点としての庁舎の早期整備が必要な状況となっております。

そこで、第7次佐々町総合計画に掲げております将来像を実現のため、庁舎建設を進めるものでございます。

続いて、2、基本理念といたしまして、令和2年3月に策定した佐々町庁舎建設基本構想・基本計画に掲げております基本理念に従った庁舎機能の整備を進めてまいります。

3、工期。先ほど申し上げましたとおりの660日間としております。

工事概要。括弧の内容につきまして、構造といたしましては鉄骨造、階数は3階建て、延床面積は3,788.5平方メートルとなっております。右側の部分につきましては、先ほど説明いたしましたので割愛をさせていただきます。

続いて、1枚めくっていただきまして、1ページに入ります。

1ページの図面につきましては、新庁舎建設の工区割の図面となっております。

上から見まして右側が国道204号線、左側が町道中央海岸線側というふうになります。1工区につきましては、庁舎本体工事及び外構工事として令和4年度から令和6年度にかけて実施いたしますのでございます。現在の予定では、工期の600日後、令和6年10月上旬頃に完成予定とな

っております。

第2工区に、左側のほうでございますが、新庁舎の供用開始のあと、令和6年度末頃から現庁舎の解体工事を実施すると。解体後、令和7年度中に来庁者駐車場の整備を行う予定としております。

3工区におきましては、旧技能訓練校跡がありますが、この解体工事を令和5年度から6年度にかけて先行的に実施を行い、3工区全体の駐車場整備におきましては、令和7年度に実施予定というふうになっております。

続きまして、次のページをおめくりください。

赤枠で囲んでおりますのが新庁舎の敷地境界線。駐車場といたしましては、特別委員会でも御説明しておりましたとおり209台を予定しております。右下に書いておりますとおり、敷地全体の面積といたしましては1万107.9平方メートル。1階の庁舎の床面積1,408.0平方メートル、2階の床面積1,326.1平方メートル、3階の床面積1,054.4平方メートル、総延床面積が3,788.5平方メートルとなっております。

続きまして、庁舎の内部平面図の1階平面図でございます。3ページでございますが、1階部分につきましては、上のほうに書いております文化会館側に多目的スペース「さざホール」がございまして、下のほうに窓口・執務スペースがございます。課名といたしましては、住民福祉課、保険環境課、水道課、税財政課、出納室となっております。

それから、左のほうにエレベーターの設置箇所が1か所ございますが、11人定員となっております。そのほか授乳室、オストメイト付きの多目的トイレを完備いたしまして、職員の男女それぞれ更衣室を宿直室の下のほうでございますが、右側に設けるようにいたしております。

通常の職員の入退庁につきましては、下のほうの宿直室の横のほうから入るようになるということでございます。住民の方の利用される玄関につきましては、この建物を上から見て左側ということになります。

続きまして、4ページを御覧ください。2階平面図でございます。

執務スペースといたしまして、総務課、企画商工課、建設課、農林水産課、教育委員会、選挙管理委員会、それから左側の大きな部屋でございますが、災害対策スペースとして会議室を設けられております。2階面積1,326.1平方メートル。

先ほど1階の部分については1,408.0平方メートルでございました。

続きまして、最後の5ページをおめくりいただければと思います。

3階平面図、ここにつきましては議会関係スペース、それから農業委員会スペース、それから電気機械、それから倉庫を設けるようになっております。3階の床面積が1,054.4平方メートル。

なお、非常用発電機、72時間対応型。1回の給油においてということですので、燃料を追加することによって長引きすることは可能ということになっております。

それから、非常時におけるこの非常用発電機につきましては、災害対策室とかサーバー室には絞り込んだ電気を流すというふうな仕組みとなっております。

資料につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

補正予算のときに質問しましたから、それは結構なんですけど、あと工程表について今から本契約になるわけですけど、そのあけてからでも結構ですけども、発注の工程表について、近々

確認していかなくては、特別委員会にもあれば出させていただきたいと思いますが。その件についてどうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
事業理事兼庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（水本 淳一 君）

工程表につきましては、特別委員会のほうでも説明いたしておりましたが、大方ああいった形で進めていくことになろうかと思いますが、今後、この議決を終えた後に得られれば、この契約先の業者さんと工程会議等を開いて、工程表の作成をお願いし、特別委員会にもお見せしたいと思っておりますので、よろしくお見せしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

まず、工程表を契約後にちゃんと出してもらわんと、そのとおりいくかどうかです。そしてあとタイトル、庁舎建設工事、そっちは1工区、2工区、3工区と書いてあるけど、こっちは分からんとですよ。タイトルで1工区としてあれば、ああ、この部分ねって。あとの工事名がどがんされるか分かりません。同じ工事名でいかれたら、どの部分がしたかって分からないから。工事の件名ですね。そこだけちょっと意見として申し上げておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
1番。

1 番（平田 康範 君）

今、説明を受けまして、第1工区から第3工区まであるわけですが、これは特別委員会で行われましてもほかの議員は分からないんです。したがって、全議員にこの工程についてはピシヤッとした図表をもって示していただきたいということを要望しておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
要望でございますですね。（平田議員「はい。」）
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第85号 工事請負契約締結の件（令和4年度佐々町新庁舎建設工事）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。
お疲れ様でした。

（15時26分 散会）